

政策資料

No.212

《復刊107号》
1984年5月1日

巻頭言 森井忠良1

特集

- たばこ・塩専売事業の具体的改革事項2
- 電々公社改革に対する郵政省案の基本的問題点とわが党の見解8
- 電々改革法案の閣議決定に対する談話.....12
- 「国有林野事業改善特別措置法の一部改正する法律案」に対する社会党の態度と関係資料.....12
- 教育改革に対する党の態度と新たな審議機関設置についての提案.....28
- 国鉄の運賃値上げ問題について運輸審議会の見解を求める公開質問.....30

資料

- 「貸金業の規制等に関する法律」並びに「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案の提案理由説明31

- 「貸金業の規制等に関する法律」並びに「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱33
- 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案35
- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案38
- 原子爆弾被爆者等援護法案提案理由説明 39
- 原子爆弾被爆者等援護法案要綱41
- 1984年度（昭和59年度）予算の衆院通過にあたって（談話）43
- 「政治倫理に関する協議会」における各党の主張の整理44
- 谷口繁義さんの無罪判決に関する談話46

日本社会党政策審議会





健保闘争序盤の報告

森井忠良
政策審議会副会長

今国会最大の対決法案である健保改悪は、四月十二日から毎週木曜日衆院社労委で審議中である。

私は、その成立を阻止し、保健医療をめぐる国民的大討論の後に「仕切り直し」をさせたいと思っている。というのは、基本的な獲得目標を次の三点に置いている。第一は、医療保障のためだ。その第一は、医療保障の後退を防ぐとともに、保健医療の効果を高めること。第二は、患者の立場と権利を確立し、医療被害などの泣き寝入りをなくすこと。第三は、保健医療を担う側と受け

る側と日常的な提携を築くこと。

国会冒頭の施政方針や予算案をめぐつての審議から今日にいたるまで、健保・医療問題をとりあげた衆議員は、わが党だけでもう十人をこえた。その中で鮮明にな

った政府案の矛盾は数多い。主要な点をあげてみよう。

①国民医療費の伸びは沈静化しつつあり、政府案はその有力な提案理由を失っている。五八年度国民医療の伸び率四・七%は、国民所得の伸び五・三%を大きく下回る。これまでになかったこの傾向は、今後も続くとみられる。

②本格的な高齢化社会に備え、中長期の観点に立った改革を行う「中長期」としながら、「中長期」の見通しと計画が示されていない。私は政府に、衆院での審議中に提出する約束をさせた。

⑤国保への国庫補助率引下げ

(医療費の四五%→三八・五%)が、加入者保険料(税)にどれだけの分配効果を低下させる。一割カットで、被用者保険の全体平均給付率は、現行九〇・五%から八六・一%へと下がる。これは、まぎれもない医療はできないのに、これを放置

もない医療保障の後退である。給付の公平化というなら、高位平準化をめざし、全体の平均給付率を引上げる中で行なわなければならぬ。しかも「定率」の負担増大は、重症者または長期入院者はほど割高となり、また、低所得者はど受診手控えを余儀なくされる。

④国が拠出しない退職者医療制度は、私的保険と変わらない。その上、拠出する労使は新制度の運営(たとえば支払審査)にまつたく関わることができない。

⑩五人未満事業所への強制適用がとられないため、山谷、釜力崎などいわゆる「寄せ場」労働者や、一部林業労働者に未適用者が放置されている。

(もりいちゅうりょう・衆議院議員)

している。投薬・検査収入に頼らざるを得ず、名医・良医ほど收入が少ない現状では、医療効果は上がらない。

⑦医療品や医療機器市場の実態が把握されていない。その市場が個別医療機関を単位としているために透明度が低く、このままでは政策的対応を鈍らせる。

⑧医療費適正化対策に行政目標がない。たとえば、指導監査のための二〇人の顧問医師団の新設や、高額医療機器の共同利用の促進については、これによる財源節減目標が必要なのである。

⑨大学病院などを「特定」して、保険のきかない高度・特殊医療に「特定療養費」を払うということは、受療機会に差別を生む。保険適用範囲を迅速に広げることが望ましい。

⑩五人未満事業所への強制適用がとられないため、山谷、釜力崎などいわゆる「寄せ場」労働者や、一部林業労働者に未適用者が放置されている。

特集

たばこ・塩専売事業の具体的改革事項

日本社会党専売対策特別委員会

はじめに

当委員会は、さる二月一六日に総会を開催し、「たばこ・塩専売事業に対する当面のたたかい」について討議し、決定いたしました。決定した方針にのつとり、今国会に政府から提出される「たばこ事業改革関係法案」の審議にのぞむことになりましたが、先日の総会で委員から出されました、疑点、不明確な点等につきまして、この際、整理し、今後の具體的たたかいにあたつての認識と意思の一致をはかることが必要と考えます。

そこで、前回決定した「われわれの当面の方針」を再度確認するとともに、「改革にのぞむ基本的要求」についての具体的な内容を明らかにいたしたいと思います。

I 「われわれの当面の方針」

1. 基本的な立場

われわれはこれまで専売制度・公社制度の

………確認事項

2 改革にのぞむ基本的要求

われわれは、次の基本的要求をかかげて、

たばこ・塩事業の維持・発展と改革をすすめ
る。

(1) 分割・民営を認めない。

(2) 経営の自主性を認め、当事者能力を付与する。

(3) 近代的な労使関係を確立する。

(4) 葉たばこ耕作者・たばこ販売店の現行条件を維持する。

(5) たばこ産業関係者の雇用の確保と労働条件の改善をはかる。

(6) 財政収入を確保する。

(7) 喫煙と健康問題に配慮する。

(8) 塩事業の公益専売制度を維持する。

3 今後の対応

われわれは、以上の八つの基本的要求に立つて、現行制度の維持・改善を進める。同時に、たばこ事業のおかれた内外の諸情勢にかんがみ、基本的要求の実現を最重点の目標にすえ、現行の公社制度については弾力的に対応する。

II 基本的要求と具体的な改革の内容

(1) 基本的要求「分割・民営を認めない」

理 由

世界たばこ市場は、巨大国際たばこ企業（B·A·T、フィリップ・モリス、レイノルズ）のもとに寡占化、系列化が進行しています。

これは、たばこ産業の特性として大量生産、大量販売によるメリットが發揮できると共に、一方で葉たばこの熟成のために約二年にわたり多量の原料在庫を保有しなければならないからです。それが巨額の資本を必要とし巨大企業が市場支配を強める結果となっています。

こうした世界的傾向のなかで、いまわが国のたばこ産業を民営にしますと、当然独禁法の規定を受けて企業を分割することになります。仮に分割民営が行われた場合には、わが国たばこ産業は規模のメリットを喪失し、その結果わが国たばこ産業の国際競争力は弱まり、巨大国際たばこ企業の資本系に組み込まれることが懸念されます。

2 基本的 要求「経営の自主性を認め、当事者能力を付与する」

(1) 理 由

公社経営の「健全にして能率的実施」に

あたって欠かせない条件は、経営上の自主性と営業上の弾力性が保証され、労使関係においても相互に対等の権利を有することが保障されなければなりません。

しかし、現行制度の下では予算は国会の議決を必要とし、しかも企業損益よりも支出面の管理を中心とする単年度予算主義に束縛され、中・長期の見通しにたった経営政策をとることができません。また、弾力条項の適用についても限界があるので、企業経営上求められる事業活動に大きな制約を受けており、そのうえ政府の予算編成方針からくる制約もあります。

さらに、主務官庁である大蔵省（大蔵大臣）により公社の人事・業務・予算会計などの重要事項については、管理・統制されており、公社の自主性は全く認められておりません。

① 公社は公共的責任を果し、自主的な経営体制を実現するため、理事会が意思決定と公社業務運営を責任執行できるようになります。

（解説）現在、公社経営の運営は総裁の独任制です。理事会は補佐機関としての位置づけであり、少なくとも経営的基本方針や業務計画などは理事会において決定すべきです。

② 公企業として経営の民主化をはかるため、新たに経営委員会を設置し、専売事業ならびに経営全般について、必要な勧告を行なうようにすること。この経営委員会は、消費者、国民、たばこ耕作者、販売店、労働組合、関連産業および学識経験者の代表で構成すること。

（解説）公企業は、経営のなかに国民の意思が反映されなければならないのです。さらに専売公社の民主的経営を進め、公共性を守っていく立場からは、国民各階層の代表によって、専売事業の経営全般に対するのチェックや意見の提起が行なえるような機関を設置しなければなりません。

③ 現行の収入・支出予算による統制下では、企業経営上求められる事業活動に大きな法的制約を受けており、その上政府予算編成方針からくる制約もあります。

したがつて、予算制度については「事業計画」についてのみ大蔵大臣認可にして、予算上の制約を撤廃すること。

（解説）現行の予算制度は、主務官庁である大蔵省から厳しく管理統制され、しかも国会の議決を必要とする官庁会計となっています。このことは、企業損益の側面よりも支出統制が優先されることとともに単年度予算主

義であること、さらに国の財政事情や政治状況等による影響をうけ、企業経営上求められる事業活動の大きな制約となっています。

したがって、厳しい情勢にあるたばこ事業を維持し、公社の企業活動が自由にできる体制を確立するためには、大蔵省と国会からの制約を緩和・撤廃させることが現状では最大の課題といえます。

(4)

弾力的な経営をより可能にするため業務範囲を拡大するとともに、たばこ・塩関連産業の基盤確立と強化発展のため投資範囲を拡大すること。

(解説) 国内市場での需要停滞傾向が続くなまで、流通自由化が必至となり

輸入たばこの伸長が著しい現状をみれば、事業の維持発展および雇用の確保等をはかるために企業の多角化・海外への進出など業務範囲の拡大は急務となっています。しかし、

現行公社法第二七条・二八条によつて、業務範囲については限定列举され、たばこと塩以外の業務は扱えないことになっていますので、これを改める必要があります。

(5) 資金調達方法について、債券の発行等が容易にできるような改善をはかり、債

券の信頼度を高めるため政府保証規定を設けること。また、資金運用については、企業おおよび経営の自主性を阻害しています。

国庫預託制度を改め自主的運用が可能な制度とすること。

(解説) 公社の資金調達（長期借入金及び短期借入金）については、大蔵大臣の認可を必要とし、額についても予算総則第四条において限度額が設定されています。そのうえ、債券の発行についても認められていません

（国鉄・電電は認められている）。したがって、資金調達方法の拡大と資金運用について改善をはかることが必要です。

3 基本的要求「近代的な労使関係を確立する」

(1) 理由

企業内問題については、労使の協議体制がととのえられ、労使協約・協定等が締結、遵守されてきており、一応労使対等の原則は確立されているといえます。しかし

し労働組合のストライキ権が禁止され、公社の当事者能力が制限されているために、賃金関係や労働条件に関する事項は、団体交渉を通じた自主交渉、自主解決は確認されているものの、賃金面の実質的な自主解決はできないのが現状です。労働基本権の剝奪、当事者能力の欠如が、近代的労使関

係および経営の自主性を阻害しています。

(2) 具体的な改革内容

① 労働条件の最大の問題である賃金決定にあたっては、給与総額制の制約と政府の介入により、労使で決定できず公労委において自主交渉、自主解決が可能となる体制を確立すること。

(解説) 賃金決定にあたって、給与総額制の制約から労使での決定はできず

公労委の仲裁裁定決着となつてします。最近にいたつては、この仲裁裁定でさえ国会の取引材料にされたり、国の財政事情という理由で値切られています。したがって、公社法第四十三条二二「給与準則」の一項を廃止し、当事者能力を確保し、また、同条二項による特別給与についての大蔵大臣の承認もとりやめることができます。

② 労働基本権については、公共企業体等労働関係法の適用を改め、労働三法（労働基準法・労働組合法・労働関係調整法）を適用すること。

(解説) 公社法第二六条において、公社の職員の労働関係に関しては、公労法を適用するとの条項があります。

労働三法を適用させることにより、賃金決定にあたつての制約や争議権をはじめとして、労働者に対する固体交渉権や組合専従役員に対する制限をなくし、労使ともに当事者能力を拡大することが必要です。

4 基本的要求「葉たばこ耕作者・たばこ販売店の現行条件を維持する」

(1) 理由

専売制度の下で、葉たばこ生産は、日本の農業とくに地域産業として発展し、農業の雇用および地域の雇用確保に貢献してきました。また、たばこ販売店は今日まで流通専売を支え、たばこ販売を通じて、国と地方の財政に貢献するとともに消費者の需要にこたえてきました。最近では、たばこ事業をめぐる国際化の進展とともに、葉たばこ原料問題あるいはたばこ販売の自由化等の改革が求められていますが、これまでの歴史的経緯と果してきた役割さらに、今後のわが国たばこ産業の維持・発展の一環として、葉たばこ耕作者およびたばこ販売店の現行条件は維持しなければなりません。

(2) 具体的な改革内容

① 葉たばこ耕作者の現行条件を維持し、

改善をはかるためには、全量購入制度を前提にして、つきの点を改めることができます

要です。すなわち①国内産業葉たばこの安定的確保を原則として内外価格差・品質・過剰在庫等の問題について長期的な展望にたって適切な対策を確立し品質および生産性の向上がはかられる措置を講ずること。②国内産業葉たばこを主体とした新製品の開発に努めること。③葉たばこ耕作意欲のある耕作者に対し、廃作に追い込むような減反政策は行はないこと。

② たばこ販売店の経営と生活の安定のために現行の指定制度を維持することが絶対に必要です。それに加えて、①たばこ販売代金の現金決済方式を改善し、手形決済および代金延払い方式等を採用し、小売店の経営安定と一般商慣習を保障すること、②販売設備や自動販売機等によること、③販売代金の現金決済方式等を導入し取引範囲の拡大等をはかること、④從来、社会的政策手段として、その指定基準に配慮が払われてきた身障者や母子家庭に対する優遇措置などの社会的・公共的機能を継承すること。

5 基本的要求「たばこ産業関係者の雇用の確保と労働条件の改善をはかる」

(1) 理由

需要の停滞・自由化への対応などたばこ事業をめぐる環境の変化によりたばこ産業

にかかわっている労働者をはじめとした関係者の間に雇用の不安が高まっています。したがつて、公社職員の雇用安定、労働条件の向上等、長期的雇用安定計画と労働条件改善計画が求められています。

(2) 具体的な改革内容

① たばこ・塩事業専売労働者の雇用の確保と労働条件の改善のために、つきの諸改革を進めることができます。すなわち、①「雇用の安定等に関する協約」など現行労働協約にもとづき、専売事業に働くすべての労働者の完全雇用と職場を確保する具体的な計画を明らかにすること。

② 労働三法の適用にあたつて、これまで労働組合や労働者に与えてきた不利益に対しても、全て回復させる処置を講ずることとともに、労働三権の事実上の空洞化措置をとらせないようにすること。③年金問題については、長期的視野にたつて老後的生活保障や給付内容、組合員掛金負担の許容限度等について検討し、共済年金制度維持の立場で対処していくこと。

② 関連産業労働者の雇用不安の解消が必要です。周知のように、たばこ・塩事業は、配送、フィルターをはじめ構内・構外にわたる関連企業、各事業分野の総合体制によつて支えられています。今日、たばこ産業をとりまく情勢は、そのまま

関連産業部門にも直接影響をおよぼすこと

とから、公社は長期的展望に立ち関連産業の事業基盤強化をはかるため、経営施策の明示と、労働者の雇用不安をなくすよう努力すべきです。

(1) 6 基本的要求「財政収入を確保する」

理由

たばこの公社制度は、事業運営をできるだけ行政から分離独立させ、より能率的に実施することによって、財政収入を確保するという財政・専売を目的として設立されました。最近のたばこの需要は伸び悩んでいますが、それでも、たばこ事業の収益とたばこの税金は、専売納付金および地方たばこ消費税として、毎年約一兆五〇〇億円を超える額が、国や地方自治体に納付されています。国・地方の財政に占める収入比率は低下傾向にあるとはいえ、安定性のある収入として貴重で、今後とも財政収入確保のための財源として維持していくことが必要です。

(2) 具体的な改革内容

- ① たばこの定価制度については、消費者利益の保護をはかるための前提条件としてとらえ、併せて、財政収入の確保と企業経営の健全性を保持するため、当面、定価制度を維持すること。
- ② 税制度については、消費税制度への移

行が考えられているが、たばこの商品特性や外国企業の価格戦略等への対応を十分に考慮した税制とすること。すなわち

現在たばこの税金は、納付金制度の下で、完全従

地方たばこ消費税を含め「納付金率法定化」制度がとられ、三段階の等級別の税率が法定されており、これにより、ある

程度、経営責任の明確化がはかられるごとに、財政収入の安定化にも寄与しました。

しかし、かりに輸入別会社が設立され、流通専売の廃止により、複数の会社が出現することになれば、事実上専売納付金制度が維持できなくなり、たばこ消費税制度へ全面的に移行することが想定されます。

そのため、たばこの商品特性や外国企

業の価格戦略等への対応を十分考慮した税制改革が求められます。

したがって、税制改革にあたっては、現行水準を維持する立場にたつて次の諸点に留意すべきです。

- ① たばこの消費税については、従量税と従価税を併用した体系を導入する。(○地方たばこ消費税の地方自主財源としての役割を重視し、地方たばこ消費税を確保する。(○公社の国際競争力確保と国内産業葉たばこの安定確保のため、現行の関

税率二〇%を維持すること。

(注) 従量税導入の必要性について

現行納付金率水準の下で、完全従価制の場合、コストが一〇円上昇すれば、小売価格は三〇円上昇することになります。小売価格の上昇は販

売数量の減少にはねかえり、その及ぼす影響はすこぶる深刻なものとなります。そこで、従量税制を導入すれば、コストの上昇による小売価格へのねかえりを緩和することができ、今後たばこ産業発展を支える一つの施策として必要なものです。

(次ページの表参照)

(1) 7 基本的要求「喫煙と健康問題に配慮する」

理由

最近、喫煙に対する社会的規制の要求が高まり、WHOの決議や禁煙運動が強まっています。WHOの勧告はすでに五回出されていますが、その内容は回を重ねるごとに多岐にわたり、具体的なものとなっています。このような喫煙と健康問題が世界的にたばこ産業に影響を与えている情勢に対して、専売公社も喫煙と健康に関する研究体制の強化、包装への注意表示、ニコチン・タールの低減などの諸対策を講じています。しかし、禁煙権の確立を主張す

こと。

こ産業の存立の基盤を搖がす大きな社会的制約条件になりつります。

したがつて、喫煙と健康問題

の対応にあたつて、専売公社は

たばこ産業をめぐる社会環境の

(1) 理由

8 基本的要求 「塩事業の公益専売制度を維持する」

塩は、代替性のない生活基礎物資です

で、全国一律の低廉な価格で、安定的に供給することが必要です。そのためには、公

益専売としての専売制度を維持していかなければなりません。塩の消費者価格につい

ては、現行の全国一律制限価格制（小売価格の上限価格制定）の維持が国民生活の安

定に欠かせませんし、また、塩小売人の指

定制度は流通経路の簡素化と小売店の権益

保護および消費者に対しての安定的供給を保障する制度となっています。

(2) 具体的な改革内容

禁煙・嫌煙運動の高まりは、たばこ産業の存立基盤を搖がす社会的制約条件になりつつあることを認識し、国民の健康保持

対策を次のように強化すべきです。
① 研究体制を充実強化し、健

康と喫煙の因果関係を解明し、消費者が安心して吸える

たばこの開発をはかること。

る運動が活発化してきて、「たばこを吸わない人への影響」といった環境汚染問題やた

ばこ添加物の安全性問題など広範な分野にまで広がってきています。こうした運動の

高まりは、青少年の喫煙問題を含めてたば

		←小売店マージン等	
100円	税 56.5円	111円	税 56.5円
13.5円		14.5円	
原価 30円		原価 40円	
		122円	税 66.5円
		15.5円	
		原価 40円	
		130円	税 73.5円
		16.5円	
		原価 40円	

(完全従量税) (2:8) (完全従価税)

コストを10円投入した場合の仮定計算(完全従価の場合)

定価 税 小売マージン 旧原価 コスト投入 その他

$$P = 0.565P + 0.1P + \{(30 + 10) + 3.5\}$$

$$P = 0.665P + 4.35$$

$$P(1 - 0.665) = 4.35 \quad 0.335P = 4.35 \quad P = 130\text{円}$$

- ② 喫煙と健康に関する研究結果を、消費者・国民に公表し、情報の提供を行うこと。
③ 煙害、吸いがらなど環境汚染問題・公害対策等について積極的な措置を講ずる

特集

電々公社改革に対する郵政省案の基本的問題点と わが党の見解

日本社会党政政策審議会
電気通信対策特別委員会

電々公社の制度改革に取り組んでいる郵政省は三月五日、「日本電信電話株式会社法案」と「電気通信事業法案」をまとめ、関係各省庁との折衝に入っており、作業は大詰めをむかえている。

郵政省案は、電気通信事業の全分野に競争原理を導入し、経営形態を日本電信電話公社から、株式会社に変更するものである。これは、これまでわが党が主張してきた事業の社会的生活と生産基盤（インフラストラクチャ）としての重要性、すなわち公共性の確保、国民のための情報通信を実現し、国民共有財産にふさわしい民主的新事業体のあり方を求めるようとしていることと、根本的に異なる

をえないままに郵政省案が示されている。この結果、政府部内や産業界の論議や意見の中には株式売却利益や権益獲得などをめぐるものが多く、国民の側にとつてはますます程遠いものとなっている。そもそも現行公社制度を抜本的に改革する必要がどこにあつたのか、この原点こそがいまいちど明確にされなければならない。

すでに、わが党は後記のとおり「電気通信事業の改革に関する方針」の中で「電気通信事業のあり方に対する抜本的改革の必要性」を明らかにしてきている。

以下、電々公社改革に対する郵政省案の基本的問題点とわが党の見解を明らかにする。

てている。

本来、この種の最重要課題は基本的政策において論をつくしたうえで提起されるべきであるにもかかわらず、政府部内における合意

1 郵政省案は事業の効率化と活性化を目的に公社を株式会社にかえ、電気通信の全分野に競争原理を導入するとしているが、利

用者、国民の立場になつて考えたとき、公共性や通信主権の確保、社会的・生活・生産基盤の充実、先端技術の開発、等について多くの問題がある。

2 しかも、政府は国民共有財産である電々公社の財産を売却することによって多額の財政資金をえようとしている。また同時に株式の公開によつて私的資本の“電々株”買占めを可能とし、将来ある電気通信事業を私的資本の支配にさらすおそれがある。

3 また、新規参入業者は利益のあがる地域へ集中することが必至である。不採算地域においては、公平なサービスの提供や適正な料金制度の維持が困難となるおそれがある。この結果、利用者、国民は近距離、市内料金の大幅値上げやサービス格差、ダブルの複雑化など、負担の増大、不便の

拡大を受けることになる。

4

郵政省案は全分野への競争原理の導入を前提にしているが、電気通信における新規参入はまだ模索の状態である。競争原理の導入によつて料金値上げを引きおこしていするアメリカや、民営化をめぐつて大論争のたたかわされているイギリスの例でも明らかなどおり、この種の改革は現状では必ずしもよい結果を生んでいない。郵政省はこれららの実態に眼を覆つてゐる。全分野への参入を認めなければ、事業の活性化も、また国民の高度かつ多様な欲求や要求に応えられないというものではない。

5

したがつて、特殊会社とはいへ、商法、独禁法等が全面適用される株式会社制度に経営形態を変更することは認められない。公社制度から離れる新事業体は、国民の共有財産にふさわしい特別立法にもとづく新しい民主的な特殊法人とすべきである。

6

全分野に競争原理を導入し、事業を「第一種」「第二種」に分けるといった考え方は、基本的には間違つてゐる。重複投資を避け、競争による弊害と混乱を回避し、公共性を確保していく立場から、電気通信事業を必需サービスの一元的運営と、競争分野とに区分すべきである。つまり、電信電話サービスとネットワークは新事業体が一元的に行い、新規参入は認めるべきでない。

7 新会社の提供義務を電話のみとしているが、新事業体は電話とともに、電報についても基本サービスとして明確にすべきである。

8

データ通信、付加価値通信網（VAN）、端末機器については公正競争とすべきである。郵政省案の背景には新会社から付加価値通信網等を分離させようとする動きがあるが、これは認められない。新事業体はこれまで通り公共的役割を果たしていく立場にたつたデータ通信サービス等を提供していくべきである。

9

事業法案では、複数の事業者を対象とし、たとえ1%でも競争状態が存在する以上、独禁法の適用を除外する必要はないとしている。また独禁法が適用されても別段、問題は生じないという考え方につては、すでに公取委の指摘があるように株式会社とする以上いずれ公正競争の視点から多くの問題が出されることは必至である。それらが分離・分割を促進することは間違いない。新事業体においては一元的運営分野に対する独禁法の適用除外と、現在行なつてゐる事業の分離をしないことを明確にすべきである。

10

改革の最大のポイントである経営の自主性、当事者能力の確立について事業法案とも相まってなお不明確な点が多い。公共性

確保の大義名分のもとに政府の関与が目につき、このままでは経営の自主性がそこなわれ国民のための情報通信の要請に応えていくことが困難となる。よつて経営の当事者能力の確立を保障すべきである。

11

新会社に対する国民の代表である国会のコントロールは、政府の保有する株式の処分」以外にまつたく及ばないことになり、新会社はもっぱら私的資本の論理で動き、これに対する規制のすべてが郵政省等の政府・官僚の手によつて行われることになる。新事業体は経営の自主性を確立したうえで事業がもつ公共性や一元的運営に対し、最少限の公的コントロールを行つていく必要がある。たとえば、必需サービスである一元的運営分野の料金決定原則を国会で決められるなどである。

12

今後の電気通信事業は、公開、参加、分権の三原則に立つべきであると考えるが、郵政省案にはそれがみられない。新事業体が巨大な事業体であることは間違ひのない事実であり、独善的な運営に陥らないためにも、現在ある利用者委員会の制度を充実させるとか、各界代表の参加による民主的なチェックが行える監理委員会等の設置が必要である。

13 労働基本権については、労働三法によるとしながら、なんらかの「法的規制」を具

体化させようとしているが「法的規制」はいかなる場合も行うことなく、労働基本権は完全に認めるべきである。

電気通信事業のあり方に対する抜本的改革の必要性

「電気通信事業の改革に関する方針」（中間報告）から

一九八二・四・二八

- (1) 公社が発足以来かかげてきた“一世帶一電話・全国ダイヤル化”という二大目標は達成した。
- (2) 電気通信とコンピューターの融合による情報通信技術の発展、それとともに情報化の進展は、公社に新たな任務と役割を迫っている。その新たな役割の第一は、電気通信事業として社会的生活基盤と生産基盤の整備、拡充であり、第二は国民ニーズの高度化、かつ多様化に応えていくことである。
- (3) しかし、現在の電気通信事業は、公共企業体として運営され、国の機関に準ずるものとして、諸法規による強い拘束と、政府の過剰な介入を受け、新たな任務と役割を果たしていくことは不可能である。なぜな

ら、所有と経営を分離することによって、公有性と効率性の發揮を可能にすべきであつた公社制度が、現実には予算の議決をはじめ料金、業務範囲、給与などの諸制度にみられるように、法律によつて、経営における自主性は著しく狭められている。また財政民主主義の名のもとに、横並び画一論にもとづく、政府の強権的な経営支配によつて、事業の性格、企業性、労働の成果などはまったく無視されている。

(4) これらの現行公社制度の弊害について、一九五四年の臨時公共企業体合理化審議会、一九七八年の公共企業体等基本問題調査会など、政府の機関ですら過去六回にわたりて公社の「現行予算制度の廃止」や「自主的に企業性を發揮できるよう運営の円滑化」などを答申している。にもかかわらず政府は逆に拘束と統制の強化によつて、少量の自主性をさえもさらにはじめてきた。このような状況のもとでは、電気通信事業の新たな任務と役割を達成することは到底不可能である。

- (5) 一方、最近の公社に対するきびしい批判、たとえば「法的に保護された独占」の弊害などの指摘に適切に応えていく必要がある。
- (6) 二大目標の達成など公社経営の成果は、本来、国のレベルで考慮されるべき電気通

(7) 現行公社制度のもとでは、労働者の労働基本権が公有性の確保を理由に剥奪されているが、これは労働者の固有の権利として、また諸外国の例に照らしても当然与えられるべきである。さらに近代的な労使関係を安定、維持するため、団体交渉権に対する政府の介入は絶対に排除されなければならない。

これらのことは今後の電気通信事業発展のための活力の要因として重視されるべきである。

わが党の基本的考え方と郵政省案の対比

わが党の基本的考え方	郵政省案
<p>1 特別立法にもとづく新して民主的な特殊法人とする。</p> <p>2 電気通信の一元的運営、ネットワークへの新規参入は認めない。</p> <p>3 データ通信、付加価値通信網（VAN）端末機器は公正競争。</p> <p>4 現在行なわれている事業の分離・分割は行なわない。</p> <p>5 独禁法の適用除外</p> <p>6 労働基本権を認める。</p> <p>7 経営の自主性、当事者能力の確立。</p> <p>8 利用者委員会の充実、監理委員会の設置など公開・参加・分権の推進。</p> <p>9 会計検査院、行管庁の監査をうける。</p> <p>10 電話など必需サービスの一元的運営分野の料金決定原則など国会のコントロールを受ける。</p> <p>年金については厚生年金とする。</p>	<p>特殊会社</p> <p>全分野への競争原理の導入</p> <p>当面分割はない。</p> <p>分離がないとはいえない。</p> <p>独禁法適用。</p> <p>なんらかのスト規制</p> <p>事業計画、業務範囲など自主性が十分でなく、保障されていない。</p> <p>参加の方途は閉ざされている。</p> <p>公開・分権の内容なし。</p> <p>同じ。</p> <p>国会のコントロールは「株式売却」についてのみ。</p> <p>共済制度。</p>

一九八四・四・六

電々改革法案の閣議決定に 対する談話

日本社会党政策審議会
電気通信対策特別委員会

委員長 安井吉典

本日、閣議決定された電々改革法案は、電

ある。

気通信事業の公共性よりも効率を最優先することを基本としたものであり、これまでわが党が主張しつづけてきた国民の共有財産にふさわしいあり方に立った具体的提案を取り入れることなく、拙速に結論を出したことはきれることなく、わが党はこの案に反対で

一、国民共有財産であり、かつ将来の国民の経済や生活にとって重要な電気通信事業を利潤追求の手段とすることはあやまりである。

一、全分野に競争原理を導入することは、す

でにアメリカの経験でも明らかなように、基本料および市内料金の大増加、サービスの地域格差の拡大、ダイヤルの複雑化など、利用者、国民が不利益を受けることは必至である。

一、法案作成の大詰めでみられたVAN（付加価値通信網）や株式売却益をめぐる問題等は、産業界、企業、各省庁が今回の“電々改革”でねらう本音を露呈させたものであり、きわめて遺憾なことである。

一、わが党は、高度情報化社会に対する電気通信事業の果たすべき役割を誤りなきものにするため、利用者の利益を最優先し、名実ともに国民共有財産にふさわしい改革案を提示し、長期かつ徹底した審議を通じ新しい電気通信事業の実現のため全力を尽くす決意である。

一九八四・三・六

「国有林野事業改善特別措置法の一部改正する法律案」に対する社会党の態度と関係資料

日本社会党政策審議会

(1) 「国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案」に対する社会党の考え方

一、政府案は、現行法の「七二年度收支均衡」の目標達成を変えず、改善期間の延長と退職金に関連する資金対策のみの改正案であり、国有林野事業の外部・構造的要因にもとづく経営悪化に対する抜本的な打開策を含まず、これでは、早期再建はおろか、七二年度收支均衡の達成は到底おぼつかない。

二、林政審答申は、「新たな政策展開なしには、七二年度收支均衡の達成は困難である」とし、財政措置及び一般林政等の施策の充実強化を提起している。

三、政府案にもとづく「改善計画」の策定では、当面的自助努力のみの改善策に追われ、結局、国有林野事業の再建どころか、ますます手ぬき施策による森林荒廃をもたらし、そのツケを後に回す糊塗策でしかない。

四、よってわが党は、「国民のための豊かな森林づくり、国有林野事業の民主的発展・充実のために」の基本政策の実現をめざし、特措法制定の審議経過をも踏え、少なくとも林政審答申が提起する財政措置等について、本法関係条項にもりこみ、「七二年度収支均衡」の目標達成をはかられるよう、ものとする。

收支均衡の目標達成をはかられるよう、国有林野事業改善特別措置法の一部改正案を、別紙要綱にもとづき提出することとする。

(2) 現行法

○ 国有林野事業改善特別措置法

昭和五十三年七月七日
法律第八十八号

(趣旨)

第一条 この法律は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十
八号）第一条第二項に規定する国有林野事
業をいう。以下同じ。）の現状並びに国民経
済及び国民生活におけるその使命の重要性
にかんがみ、国有林野事業の改善を図るた
めにとるべき特別措置を定めるものとす
る。

（改善計画）

五 国有林野事業に係る収入の確保に関す
る事項

六 その他国有林野事業の改善に関し必要
な事項

3 農林水産大臣は、改善計画を定め、又は
これを変更しようとするときは、関係行政
機関の長に協議するとともに、林政審議会
の意見を聴かなければならない。

4 林政審議会は、林業基本法（昭和三十九年
法律第一百六十一号）第二十三条第一項に規定
するもののほか、前項の規定によりその権
限に属させられた事項を調査審議する。

5 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二
項に規定するもののほか、前項に規定する
事項に関し農林水産大臣に意見を述べるこ

め、これに従つて国有林野事業を運営する
ものとする。

2 改善計画は、次の事項について定めるものとする。

一 国有林野事業の運営についての基本方
針

二 国有林野事業における造林及び林道の
開設その他林業生産基盤の整備に関する事項

三 国有林野事業の運営の能率化に関する事項

四 国有林野事業の経営管理の適正化に関す
る事項

五 国有林野事業に係る収入の確保に関す
る事項

六 その他国有林野事業の改善に関し必要
な事項

とができる。

(一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ)

第三条 政府は、改善期間において、国有林

野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。)の管理經營上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施

設費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般

会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)に繰り入れることができる。(資金の貸付け)

第四条 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による

③ 政 府 案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

改 正 案	現 行
(改善計画)	(改善計画)

第二条 農林水産大臣は、昭和七十二年度までに国有林野事業の収支の均衡を回復する等その經營の健全性を確立することを目標とし、これに必要な基本的条件の整備を昭和六十八年度までに完了することを旨として、昭和五十九年度以降十年間(以下「改善期間」とい

借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとする。

(利益処分の特例)

第五条 事業勘定において改善期間中の毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合における国有林野事業特別会計法第十二条第一

項の規定の適用については、同項中「政令で定めるところにより、これを利益積立金

及び特別積立金」とあるのは、「これを利益積立金」とする。

(特別積立金引当資金の使用の特例)

第六条 昭和五十二年度末における事業勘定の特別積立金引当資金の使用残額は、国有林野事業特別会計法第十三条第二項及び附則第五条の三第一項の規定にかかわらず、改善期間において、国有林野事業に要する経

費の財源に充てるものとして、予算の定めるところにより、使用することができる。
2 前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を事業勘定の特別積立金から事業勘定の利益積立金に組み替えて整理するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(改善計画の実施の状況等の検討)

2 政府は、改善期間において、改善計画の実施の状況及び国有林野事業の収支の状況について検討を加え、その結果に基づいて国有林野事業の改善を図るために必要な措置を講ずるものとする。

う。)における国有林野事業の改善に関する計画(以下「改善計画」という。)を定め、これに従つて国有林野事業を運営するものとする。

(第二項から第五項まで略)

(事業施設費の一般会計からの繰入れ)

(一般会計から第五項まで略)

第三条 (略)

(退職手当に係る借入金等)

第四条 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、政令で定めるところにより、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 政府は、改善期間において、前項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができる。

3 第一項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用する。

(資金の貸付け)

第五条 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項及び前条第一項の規定による借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとする。

(利益処分の特例)

第六条

(略)

う。)における国有林野事業の改善に関する計画(以下「改善計画」という。)を定め、これに従つて国有林野事業を運営するものとする。

(第二項から第五項まで略)

(一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ)

第三条 (略)

(資金の貸付け)

第四条 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとする。

(利益処分の特例)

第五条

(特別積立金引当資金の使用の特例)

改 正 案

現 行

- 第六条** 昭和五十二年度末における事業勘定の特別積立金引当資金の使用
残額は、国有林野事業特別会計法第十二条第二項及び附則第五条の
第三項の規定にかかわらず、改善期間において、国有林野事業に
要する経費の財源に充てるものとして、予算の定めるところにより、
使用することができる。
- 2 前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、その使用
した額に相当する額を事業勘定の特別積立金から事業勘定の利益積
立金に組み替えて整理するものとする。

④ 社会党の修正案要綱

国有林野事業改善特別措置法の一部改正法案に
対する修正案要綱

第一 趣旨

この法律は、国有林野事業（国有林野事業
特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）
第一条第二項に規定する国有林野事業をい
う。以下同じ。）の現状並びに国土の保全、

地域の振興への寄与等の国民経済及び国民
生活におけるその使命の重要性にかんが
み、国有林野事業の改善を図るためにと
るべき特別措置を定めるものとすること。

第二 改善計画

水資源のかん養、良好な自然環境の保全及
び形成その他の森林の有する公益的機能の
維持増進、林産物の計画的かつ持続的な供
給、国有林野（国有林野法（昭和二十六年法
律第二百四十六号）第二条に規定する国有
林野をいう。以下同じ。）の所在する農山村

（以下「改善計画」という。）を定め、これ
に従つて国有林野事業を運営するものとす
ること。

2 改善計画は、次の事項について定めるも
のとすること。

- 一 国有林野事業の運営についての基本方
針
- 二 国有林野の森林資源の整備に関する事
項
- 三 国有林野事業の運営の能率化に関する事
項
- 四 国有林野事業の経営管理の適正化に関
する事項
- 五 国有林野事業に係る収入の確保に関す
る事項
- 六 国有林野事業の改善に必要な資金の確
保に関する事項

七 その他国有林野事業の改善に関し必要な事項

3 改善計画は、第一の国有林野事業の使命が総合的に果たされべきことに適切な考慮が払われたものでなければならないものとすること。

4～6略

第三 一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ

1 政府は、改善期間において、次の各号に掲げる経費に相当する金額（第三号に掲げる経費にあつては、同号に規定する事業に伴う収入の額として政令で定める金額を控除した金額）を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の

国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に繰り入れなければならないものとすること。

一 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条の治山事業で国有林野事業に該当するものに要する経費。

二 森林保全管理事業（国有林野の公益的機能を保全し、又は活用するための国有林野の管理に関する事業をいう。）に要する経費。

三 森林レクリエーション事業（国有林野を国民のレクリエーションに活用するた

めの自然休養林等の整備及び管理に関する事業をいう。）に要する経費。

四 林木育種事業に要する経費

五 国有林野に属する保安林に係る造林事業（第一号に規定する事業を除く。）に要する経費

2 政府は、改善期間において、国有林野における造林事業（前項第一号及び第五号に規定する事業を除く。）並びに林道の開設、改良及び災害復旧の事業に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰り入れることができるものとすること。

第四 退職手当に係る借入金

1 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期

間において、政令で定めるところにより、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に國家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金を借りることができる

2 前項の規定による借入金については、国ものとすること。

第六 利益処分の特例

略

有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用するものとすること。

第五 資金の貸付け等

1 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項及び第四条第一項の規定による借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとすること。

2 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金に係る資金の貸付けについては、当該貸付けに係る借入金の償還期間及び据置期間について、国有林野の森林資源の整備の状況を考慮して特別の配慮をするものとすること。

3 政府は、改善期間において、国有林野事業特別会計法第五条第一項及び第四条第一項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をしなければならないものとすること。

(5) [林政審答申]

国有林野事業の改革推進について（昭和五九年一月一日）
（林政審議会）

目 次

- I 国有林野事業の当面する問題と改革の推進
- 1 当面する問題
 - 2 改革の推進
- II 森林資源の整備
- 1 森林資源の整備充実
 - 2 森林施業の合理化及び投資の効率化
- III 業務運営の簡素化・合理化
- 1 販売形態
- IV 要員規模の縮減及び組織機構の簡素化・合理化
- 1 要員規模の縮減
 - 2 組織機構の簡素化・合理化
- V 自己収入の確保・増大
- 1 林産物の販売収入の確保・増大
 - 2 資産利用の見直しと林野・土地売払い等による収入の確保・増大
- VI 財務の改善と財政措置
- 1 林政等の充実強化
- VII 一般林政等の充実強化
- 2 事業実行形態
- 3 作業能率の向上、技術開発の推進及び労働安全衛生の確保
 - 4 事務の改善合理化
 - 5 職務意欲の向上
- (1) 国有林野事業は、国土面積の約二割、全森林面積の約三割を占める国有林野を国民共通の財産として管理経営し、①林産物の計画的・持続的な供給、②国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等の森林の有する公益的機能の発揮、③国有林野の活用、国有林野事業の諸活動等を通ずる農山村地域振興への
- (2) 国有林野事業は、それぞれの時代の要請にこたえて事業運営を行ってきたが、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて大量の木材需要に対応して価格の安定と供給量の増大に努めた結果、高蓄積の森林が減少し、また、事業規模の急速な拡大過程にお
- 寄与など、国民経済及び国民生活の上で重要な使命を担っている。
- このような使命を達成していくためには、国有林野事業の経営の健全性が確保され、林業の特性を考慮した適切な施業と投資を通じて、森林資源の整備充実が計画的に行われることが必要である。
- 国有林野事業は、それぞれの時代の要請にこたえて事業運営を行ってきたが、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて大量の木材需要に対応して価格の安定と供給量の増大に努めた結果、高蓄積の森林が減少し、また、事業規模の急速な拡大過程にお
- いて要員規模の膨張をみた。この間、積極的に人工林を造成して資源の回復に努めてきたものの、いまだ人工林の約八割が三十一年生以下であるなど極めて強い資源的制約の下に置かれている。
- 加えて、昭和四〇年代に入り、外材輸入の増大から需給が緩むとともに、森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請が高まり、これに対応した森林施業が実施されたこともあって、伐採量は減少過程に入る一方、諸経費の増加傾向の中で木材価格の上昇が鈍化するに至った。このような厳しい経営環境の変化の中にあって、事業

運営の能率化や要員規模の縮減がこれに十分対応し得ず、国有林野事業は、昭和五〇年度以降連年多額の損失を計上する状況となつた。このため、昭和五三年に「国有林野事業改善特別措置法」が制定され、同法に基づく「国有林野事業の改善に関する計画」に即して、事業能率の向上、組織機構の簡素化・合理化、要員の縮減等の改善が図られてきたところである。

しかしながら、最近における財務事情は、昭和五五年後半以降の木材価格の下落・低迷、伐採量の制約が強まり、能率向上の不十分さ等により逐年悪化の度を深め、長期借入金が増大し、昭和五七年度末の累積債務は業務収入の約三年度分に相当する七六五四億円に達し、支払利子は年間五一五億円で一日当たり一億四千万円にも上るなど危機的な状況にある。

(3) 国有林野事業の収入は、その大宗を林産物販売に依存しているため、自由な市場によつて形成される木材価格の動向に大きく影響される。この木材価格については、長期的には地球的規模での森林資源の減少が見通され、その影響を受けるものと考えられるが、中期的には、近年における木材需給の動向からみてかつてのような大幅な上昇の可能性は少ないと考えておくべきである。

(1) 今後の国有林野事業の改革推進に当たっては、昭和七二年度までに国有林野事業の

量が減少し底をはう状況となるが、この期間は支払利子・償還金の増加及び退職者の急増による退職金負担の膨張の期間と一致する。このような状況の下での国有林野事業の経営は累積債務の増大が予想され、一面からみれば金利負担との闘いの様相を呈するものと考えられる。

臨時行政調査会の最終答申は、「昭和七二年度までの收支均衡の目標達成は極めて困難な情勢にある。」としているが、当審議会も、これまでの実績と枠組みを基礎としても、毎年度、決算の公表と併せて、事業成績等につき当審議会国有林野部会の意見直しと新たな政策展開なしには、昭和七二年度までの收支均衡の達成は困難であるとの認識を持つものである。

(4) 国有林野事業の使命と今日の国家財政の状況にかんがみれば、このような国有林野事業の経営の現状は放置することのできないものであり、できるだけ早期に自己収入の確保と支出の合理化のための手段を尽くすことが必要である。この際、改善といふよりは改革ともいうべき発想の転換を行い、現行改善計画を見直し、難局打開のための新たな方策を打ち出すべきである。

(2) 経営改善の推進のためには、職員一人ひとりが今日の国有林野事業の置かれている現状及び地域社会の評価を正しく認識し、創意と工夫をもつてこの難局を乗り切る努力が必要である。また、労使双方が非常事

収支の均衡を回復する等その経営の健全性を確立することを目標として維持しつつ、これに必要な基本的条件の整備を図るために、改善期間の最終年度を現行の昭和六二年度から昭和六八年度に改めることとし、昭和五九年度以降一〇年間について自助努力の一層の徹底を基本として、以下本答申において提言するところを骨子とする新たな改善計画を定める必要がある。その際、改善期間の前半期については、できるだけ具体的目標を設定して経営管理を行うとともに、毎年度、決算の公表と併せて、事業成績等につき当審議会国有林野部会の意見を聴いて報告書を作成し、これを広く国民一般に公表することとすべきである。

なお、実行に当たつては年次計画を作成しこれに基づき厳正な進行管理を行うとともに、改善期間の前半期を経過するまでの間に、同部会において改善計画の実施の状況及び国有林野事業の收支の状況について検討を加え、必要に応じてその後においてるべき措置について調査審議することとする。

態下にある国有林野事業の現状と将来の在るべき姿について共通の認識を持ち、従来の労使慣行についても社会情勢の変化に即応して常時見直し改善を図りつつ、協力しあうという姿勢が何よりも重要であり、それなくしてはいかなる努力も国民的理解が得られないことを知るべきである。

国有林野の公益性の名の下に非効率な体质が温存され、合理化努力を怠ることは許されないが、収支悪化のゆえをもつて国有林野の管理経営をゆるがせにするようなことがあつてはならない。したがつて、自主的な経営改善に総力を挙げて取り組む必要があるとともに、経営の健全性を確立するための基本的条件が整備されるまでの間、事業の推進と経営改善の円滑な実施のために所要の財政措置を講じ、国有林野の適正な管理と資源充実の確保を図る必要がある。

当審議会は、国有林野事業の改革推進の重要性にかんがみ、ひとり林野庁のみならず政府全体が国有林野事業の非常事態を認識し、これに取り組むことを期待する。

II、III、IV、V（略）

V 財務の改善と財政措置

(1) 国有林野事業の財務事情は、現在、国有

林野の資源が端境期にあるとともに基本的

な経営条件の整備過程にあり、林産物收入の落込み、退職者の急増による退職金等の経費増、累増する長期借入金に係る支払子・償還金の増大等によつて、今後とも極めて厳しいものとなることが見通される。このような状況において、財務改善は、後年度における支払利子・償還金の増大を招く借入金への依存を厳に抑制し得るよう自己収入の確保と支出の縮減を図ることを基本とすべきである。

このため、新たな改善期間の前半期が終了する時点を目途に、林産物収入、林野等売扱代等の自己収入と事業支出との均衡が達成されるよう努めるものとし、既に述べてきたところにより、業務運営の簡素化・

合理化、要員規模の縮減、組織機構の簡素化・合理化等の支出の縮減措置を強力に推進するとともに、新たな収入確保対策の展開、林野・土地の利活用により極力增收を図るべきである。また、予算の執行に当つては、予算と実績を常時比較し、収入の変動に対応し、支出を機動的に調整するなど事態の変化にきめ細かく対応し得るよう企業体にふさわしい適正な予算管理に努める必要がある。

VII 一般林政等の充実強化

(1) 臨時行政調査会の最終答申にも指摘され

適切な管理経営を行い、将来にわたつて国有林野事業がその使命を十全に果たしていくためには、改善期間を昭和六八年度まで延長し、一般会計資金、財政投融資資金の導入を継続する必要がある。なお、財政投融資金については、借入条件の改善を図ることを検討する必要がある。

さらに、新たな改善期間となる今後の十年間は、職員の年齢構成の高齢化と定年制施行により要員調整の加速を期待し得るという意味においても、健全な経営基盤を確立する上で決定的に重要な時期にあることからかんがみ、経営改善にとって不可欠な要員調整に必要な資金的措置を行う必要がある。

(3) また、国有林野は、国土の保全等の公益的機能は高いが収入確保には結びつき難い。いわゆる非採算林分を多く所有しているので、この適正な管理経営が行われるよう、森林の機能別区分等に基づく類型化を行ひ、これと森林の現況を基に、経営成果を明確に把握するための経理処理及び非採算林分の管理経営に要する費用についての経費分担の在り方等の問題について、早急に調査検討を進める必要がある。

ているよう、今日の国有林野事業の經營悪化は、我が國林業全体を取り巻く構造的要因と国有林野事業固有の要因とが重なり合つたところに生じている。

今日の難局を開拓するためには、まず、国有林野事業がその固有の問題を克服するために自ら総力を傾注すべきことはもとよりであるが、同時に、我が國森林・林業の将来展望を切り開くための各般の政策努力が国有林野事業の改善のためにも必要不可欠であることを忘れてはならない。

(2) なかでも、今後の国有林野事業の事業実行形態との関連及び山村振興の観点から、林業の担い手の育成確保は重要である。このため、関連行政機関との連携をも図りながら、林業事業体の経営基盤の強化、林業労働者の労働条件の改善、安全衛生の確保等に対する指導の拡充を図る必要がある。さらに、林業労働の季節性・間断性を考えれば、地域における林業、農業、畜産、特用林産、農林関連産業等の地場産業の振興を通じて山村に働く人々の就労機会の確保・開発と定住条件の整備を図る幅広い政策の展開が必要である。

また、林産物収入確保の観点から、住宅・宅地政策の推進とあいまつた木材需要の維持拡大を図る必要がある。

現在の我が国森林・林業をめぐる情勢は、

悪化は、我が國林業全体を取り巻く構造的要因と国有林野事業固有の要因とが重なり合つたところに生じている。

今日の難局を開拓するためには、まず、国有林野事業がその固有の問題を克服するために自ら総力を傾注すべきことはもとよりであるが、同時に、我が國森林・林業の将来展望を切り開くための各般の政策努力が国有林野事業の改善のためにも必要不可欠であることを忘れてはならない。

⑥ 表

(+ 6 年度)

① 現行モデル

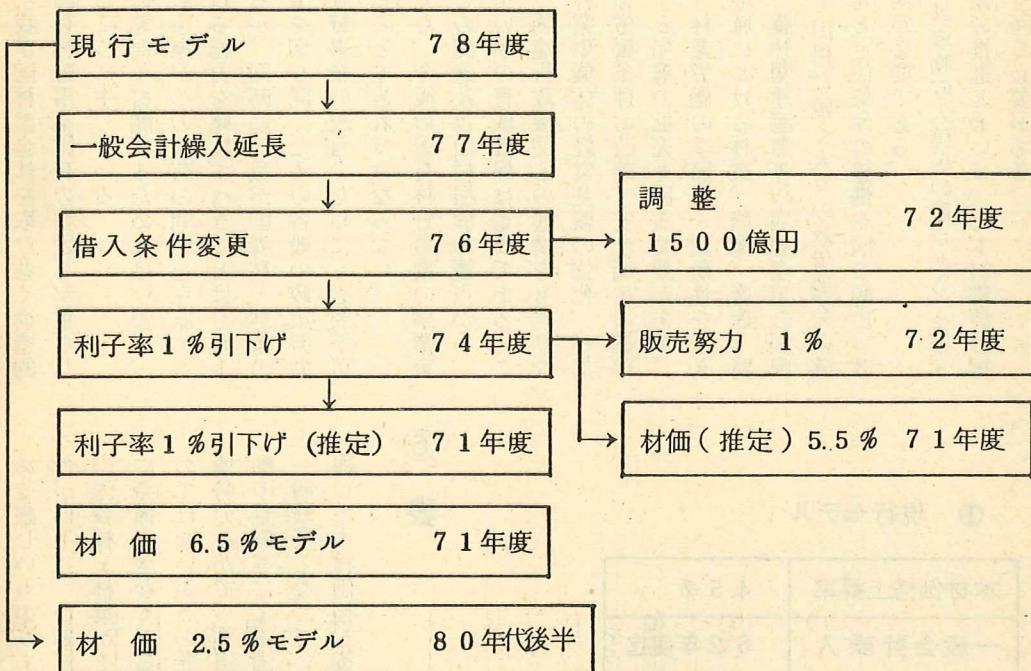
木材価格上昇率	4.5%
一般会計繰入	62年度迄
借入条件	2.5年 etc
利子率	7.3%
收支均衡年度	78年度

② 試算表

一般会計受入 10年延長	1年
金利 1%につき	2年
借入条件変更	2年
材価 1%につき	3年
要員補充率 10%につき	0.3年

る意見があるが、今日の国際経済情勢の下では外材輸入の強権的規制は困難である。しかしながら、木材は輸入できても、国土の保全、水資源のかん養の森林の有する機能は輸入できないのであり、今後の情勢の推移に即応しつつ、健全な森林資源を確保するための諸対策について、関係行政機関と連携し、今後生じ得べき各種の事態を想定した幅広い検討を行つていく必要があると考えられる。

③ 政策モデル



④ 経済林・非経済林概念の適用

タイプ	面積のウエイト	収支(億円)
I	24%	5
II	32%	△113 (22%)
III	33%	△313 (61%)
その他	11%	△ 95 (-17%)
計	100%	△516 (100%)

(7)

「特措法」制定時の社会党案と政府案の対比

項目	社会党案（五三・二・二衆議院提出）	
法案の名称	国有林野事業再建整備特別措置法案	
目的又は趣旨	(目的) 第一条 この法律は、国有林野事業の現状にかんがみ、国有林野事業の再建整備を促進するための特別の措置を講ずることにより、国有林野事業の健全な経営を確立し、もつて国民経済及び国民生活におけるその使命を将来にわたり円滑に遂行させることを目的とする。	(趣旨) 第一条 この法律は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林野事業の改善を図るためにとるべき特別措置を定めるものとする。
基本方針	第二条 農林大臣は、昭和七十二年度までに国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号。以下「法」という。）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の健全な経営を確立することを旨として、昭和五十三年度以降二十年間（以下「再建整備期間」という。）における国有林野事業の再建整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	第二条 この法律は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林野事業の改善を図るためにとるべき特別措置を定めるものとする。
基本方針の作成等	2 基本方針には、国有林野事業が将来にわたり国民経済及び国民生活において果たすべき役割に即応して、国有林野事業の再建整備に関する基本的な構想及びその構想を実現するためには必要な国の施策等に関する基本的事項を定めるものとする。 3 農林大臣は、基本方針の案の作成に当たっては、国有林野事業再建整備審議会の意見を聽かなければならない。	

項 目	社会党案（五三・二・二二衆議院提出）	
法案の名称	国有林野事業再建整備特別措置法案	
計画事項	計画の策定等	（再建整備計画）
審議会の意見 の聴取等	<p>3 農林大臣は、再建整備計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、国有林野事業再建整備審議会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>（一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ）</p> <p>第四条 政府は、第一条の目的を達成するため、再建整備期間に係る各会計年度において、予算の定めるところにより、</p>	<p>4 農林大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。</p> <p>（再建整備計画）</p> <p>第三条 農林大臣は、基本方針に即して、五年ごとに五年を一期とする国有林野事業の再建整備に関する計画（以下「再建整備計画」という。）を定めなければならない。</p>
	五 国有林野事業に係る収入の確保に関する事項	（改善計画）
	六 その他国有林野事業の再建整備に関し必要な事項	<p>第二条 農林水産大臣は、昭和七十二年度までに国有林野事業の收支の均衡を回復する等その経営の健全性を確立するために必要な基本的条件の整備を昭和六十二年度までに完了することを旨として、昭和五十三年度以降十年間（以下「改善期間」という。）における国有林野事業の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を定め、これに従つて国有林野事業を運営するものとする。</p> <p>2 再建整備計画は、次の事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国有林野事業の運営の基本に関する事項 二 国有林野事業における造林及び林道の開設その他林業生産基盤の整備の促進に関する事項 三 国有林野事業における事業の実行方式及び実行形態に関する事項 四 国有林野事業における労働力の確保及び労働安全に関する事項 <p>2 改善計画は、次の事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国有林野事業の運営についての基本方針 二 国有林野事業の運営の能率化に関する事項 三 国有林野事業の経営管理の適正化に関する事項 四 国有林野事業に係る収入の確保に関する事項 五 その他国有林野事業の改善に関し必要な事項
	3 農林大臣は、農林水産大臣は、改善計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、関係行政機関の長に協議するとともに、林政審議会の意見を聽かなければならない。 <p>（一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ）</p> <p>第三条 政府は、改善期間において、国有林野事業に係る事業施設費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令</p>	

一般会計から、次の各号に掲げる費用に相当する金額を、國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れなければならない。

一 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）
第二条の治山事業で國有林野事業に該当するものに要する費用。

二 國有林野（國有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する國有林野をいう。以下同じ。）の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することとなる林道の開設及び改良に要する費用。

三 森林保全管理事業（國有林野の公益的機能を保全し、又は活用するための國有林野の管理に関する事業をいう。）に要する費用。

四 森林レクリエーション事業（國有林野を国民のレクリエーションに活用するための自然休養林の整備及び管理に関する事業をいう。）に要する費用

五 林木育種事業に要する費用

六 混牧林（森林の經營に併せて家畜の放牧に使用する國有林野をいう。）の用に供する施設の新設及び改良に要する費用

七 國有林野に属する保安林に係る造林事業（第一号に規定する事業を除く。）に要する費用

八 國有林野における造林事業（第一号及び前号に規定する事業を除く。）並びに林道（第二号に規定する林道を除く。）の開設及び改良に要する費用に充てるために法第五条第一項の規定により公債を発行し、又は借入金をした場合における当該公債又は借入金の利子の支払いに要する費用で政令で定めるもの

で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に繰り入れることができる。

項目	社会党案（五三・二・二二衆議院提出）	
法案の名称	国有林野事業再建整備特別措置法案	
	2 前項の事業の範囲及び繰入れに關し必要な事項は、政令で定める。	(利益処分の特例) 第五条 再建整備期間に係る各会計年度においては、法第十二条第一項の規定により利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理すべき金額は、同項の規定にかかわらず、その金額を利益積立金に組み入れて整理するものとし、当該各会計年度においては、法第十三条及び附則第五条の三の規定は、適用しない。
国会への報告	(国会への報告) 第六条 農林大臣は、毎年一回、内閣を経由して、国会に対し、再建整備計画の実施の状況を報告するものとする。	(利益処分の特例) 第五条 事業勘定において改善期間中の毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合における国有林野事業特別会計法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金」とあるのは、「これを利益積立金」とする。
審議会の設置等	(国有林野事業再建整備審議会) 第七条 農林省に国有林野事業再建整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、国有林野事業の再建整備に関する重要な事項を調査審議する。 3 審議会は、前項に規定する事項に関し農林大臣に意見を述べることができる。 4 審議会は、委員十五人以内で組織する。 5 委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験のある者及び国有林野事業に從事する職員のうちから、農林大臣が任命する。 6 委員は、非常勤とする。 7 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に	第二条（改善計画）中 4 林政審議会は、林業基本法（昭和三十九年法律第百六十号）第二十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。 5 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

施行期日	関し必要な事項は、政令で定める。 附 則
1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。 2 法第十二条第一項の規定により積み立てられた特別積立金の昭和五十三年三月三十一日現在における残高は、同項の利益積立金とみなし、同項の利益積立金として整理するものとする。 特別積立金に関する特会法の規定の特例	附 則 (施行期日) 1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。 2 (特別積立金引当資金の使用の特例) 第六条 昭和五十二年度末における事業勘定の特別積立金引当資金の使用残額は、国有林野事業特別会計法第十三条第二項及び附則第五条の三第一項の規定にかかわらず、改善期間において、国有林野事業に要する経費の財源に充てるものとして、予算の定めるところにより、使用することができる。
3 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。 第六十五条第一項の表中中央森林審議会の項の次に次のように加える。 国有林野事業再建整備審議会の設置 建整備審議会 の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。 第六十五条第二項中「及び中央森林審議会」を「中央森林審議会及び国有林野事業再建整備審議会」に、「及び森林法」を「森林法及び国有林野事業再建整備特別措置法」に改める。	附 則 (総理府設置法の一一部改正) 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。 第十五条第一項の表林政審議会の項中「の規定」を「及び国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第二号）の規定」に、「行なう」を「行う」に改める。

特集

教育改革に対する党の態度と新たな審議機関設置についての提案——

日本社会党教育改革特別委員会

激發する少年の「非行・暴力」、登校拒否等に象徴される教育の荒廃は、一刻も放置できない事態であり、「偏差値教育」に示されてい現在の教育が改革されなければならないことは、国民共通の認識である。

今日の教育荒廃は、故なくして生じているものではない。子ども・青年一人ひとりの個性や能力が大切にされず、人間の価値が点数で計られ、競争至上主義に陥り、伸び伸びとした教育を受けることができないのが現状であつて、その点永年にわたつて文教行政を行なつてきた自民党政府の責任はとりわけ重大であるといわなければならぬ。しかしながらわが党は、単に政府・自民党的責任を追及すれば足りるとは考えていない。わが党が、これまで教育改革について多くの政策提案を行なつてきたのもそのためである。

ゆとりある教育のための教育内容の精選、

ゆきとどいた教育のための条件整備、「偏差値教育」の是正、後期中等教育の位置づけ、入試制度の改革、幼児教育の方針等々、これらの課題の検討が、国民合意のもとに進められなければならない。したがつてわが党は、

「国家百年の計」といわれる教育改革の重大性にかんがみ、慎重かつ民主的に審議する機関が必要であり、その機関の審議によつて国民合意の改革案を得るべきであると考えるものである。

(1) 総理直属の審議会の危険性

戦後、教育問題を総理直属の審議会が審議した例は、「教育刷新委員会」(一九四六年四九年)以外にはない。これは敗戦という異常な事態のなかでの異例なものである。

教育については、とりわけ政治権力の介入が排除することが要請される。総理直属の機関となれば、政治権力が直接に教育に関ることになり、教育の政治的中立を侵す危険が極めて大きく、教育基本法第十条に反することとなる。

(2) 「中曾根教育改革」の欺瞞性

自ら改憲論者と称する中曾根首相による教育改革は、「行革をやつたあとは、やつぱり教育。……それが憲法問題を処理することにもなる」との発言に示されるように、「戦後政治の総決算」としての「戦後教育の見

政治的中立に立つ新たな審議会の設置について

1 教育の中立性を侵す教育臨調

直し」として位置づけられている。したがつて、父母・国民が求める教育改革とは出发点において決定的に異なつており、危険な政治的意図で出発しているといわざるをえない。

また、中曾根首相は、総理直属の新たな審議会が審議に入るに当たつては、自己の私

的諮問機関である「文化と教育に関する懇談会」の提言をたたき台にする方針である

としているが、国民合意の教育改革案を得るためにには審議会自体に審議の方向を委ねるべきであり、単なる私的諮問機関であるべきではない機関の提言で、あらかじめ審議会に枠をはめることは、まったくの欺瞞である。

2 中教審にかわる新たな審議機関の設置

教育の中立性を侵す総理直属の審議会ではなく、文部省の機関としての審議会とすべきである。この場合、従来の中央教育審議会を廃止し、それにかわる「教育審議会」を設置することとする。中教審は、これまで委員の選出等がまったく恣意的で片寄つたものであり、その結果、文部省の“かくれみの”的役割をはたし、国民的合意に反する機関となつてゐるからである。

(1) 「教育審議会」の性格

「教育審議会」は、文部省設置法二十六条を改正して設置する。国民が求める教育改革の事項について、文部大臣の諮問に応じて審議し、答申することとする。

(2) 「教育審議会」の原則

審議会は、憲法と教育基本法にのつとつて審議する。

(3) 国民的合意形成のための条件

① 審議会の委員は、各党の推せんを含めて広く教育に関わる各界、各層の代表で構成することとし、国会の承認を得ることとする。また、委員の数は二〇名程度とし、任期は二年とする。ただし再選を妨げない。

② 国民的合意の改革案とするために審議に当たつては、原則として満場一致を目指すこととする。

③ 審議は公開すること。

④ 文部大臣は、諮問に当たつては諮問の要旨のみを提示し、具体的な審議の内容、審議の方向、結論については、いつさい審議会に委ねること。

(4) 政府の「教育審議会」に対する責務

審議会の答申については、文部大臣はじめ政府は、改革案の具体化について責任を負うこととする。

特集

国鉄の運賃値上げ問題について運輸審議会の見解を求める公開質問

国鉄は今年四月二〇日から実施の予定で国鉄運賃・料金の値上げ申請を運輸大臣に行つたがこのたびの改訂の内容は、左記に示すとおりその根拠となる法律上の疑問や国鉄再建と国民負担のあり方等できわめて重大な問題があります。

よつて、本件の可否に決定的な役割をもつて貴職の姿勢に国民は強い関心をもつています

ので審査にあたつてはとくに慎重な配慮をすべきですが、左記について貴職の見解を求めるものであります。

記

た経過、さらには物価変動等による国鉄の諸経費が減少していることからも疑問がある。

二、運賃を幹線と地方交通線に分けることは現行の運賃体系を大きく変更させることであり、こうした制度の改革まで運輸審議会に審査を委ねることは許されるべきでない。

三、二と関連し、値上げ申請は平均八・二%であるが、地方交通線については、区間によつては三二%を越える大幅値上げにもなる等公共料金のあり方からして公正妥当なものと言えないと。

三月現在)を採用している。

いわゆる他の輸送機関と競合し、割安運賃で、国鉄に乗客を誘導するための手段としてダンピング政策をとつてあるのであるが、現行の運賃制度の中で、多様なアイデアにもとづく、輸送手段を試みることは認められるにしても、国鉄が独自運賃制を採用することは、認められていないはずである。一方で割増運賃制の採用、他方で他の交通機関との競合を考え割安運賃制を採用することとは明らかに矛盾している。

一、国鉄は今回の値上げ申請にあたり、その積算根拠について国鉄の経費増を二年分まとめて計算し、それを前提に上げ幅を決定しているが、このことは国有鉄道運賃法第十三条の二および三が国会で審議・可決され

五、地方交通線の割増運賃の導入は、前記疑

義に加えて特定地方交通線のバス転換と併せて国民の国鉄に対する不信を増大させ、国鉄離れを促進することは必至である。このことは、国鉄再建に対する国民の協力が不可欠なときだけになお一層問題である。

六、国鉄当局は、航空機や高速バスとの競合のため別紙のような「S切符」等(五九年

七、国鉄経営の改善は、国鉄再建全体のなかで行われるべきであり、これがないまま国民の負担増だけが先行することは、国民の反発を招くだけである。まして、地方交通線に格差運賃を課すことによって得られる增收効果が五〇億円であることからしてもこうした措置はまったく不適当であり、地方交通線・地域の切り捨て政策と言わざるを得ない。

以上

一九八四年三月二七日

日本社会党国鉄再建対策委員会
委員長 小柳勇

運輸審議会

会長 高橋正八殿

日本社会党・護憲共同
公明党・国民會議

「貸金業の規制等に関する法律」並びに「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案の提案理由説明

資料

一九八四・三・一三

私は、提案者を代表してただいま議題になりました貸金業の規制等に関する法律の一部

を改正する法律案並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五〇年代に入り、消費者向けの金融を業とするいわゆるサラ金の爆発的な拡大とともにないサラ金に係る家出、離婚、自殺等による家庭崩壊や犯罪等の悲惨な事件が続出し大きな社会問題になつてまいりました。こうし

より施行されてゐるところであります。

しかしながら、サラ金規制二法律の施行によつても、なお、サラ金に係る債務者の蒸発、自殺あるいは銀行強盗などの事件が続発しており、法律施行によつて期待された効果が十分あがつてゐるとはいがたいのであります。それは、現行のサラ金二法律が、サラ金悲劇の原因となつてゐる高金利、悪質な取立て行為、過剰融資等についての規制が不十分であるからであると言わざるをえないのであります。

サラ金をめぐる悲惨な事件を解消するための最大の対策は、高金利の引き下げでありま

すが、出資等取締法の上限金利七三%は著しい高金利であり、これを一日も早く引下げる必要があります。また、利息制限法を上回り、出資法の上限金利との間のいわゆるグレーゾーン帯における利息については、現行法により返還請求の権利が否定されてしまつたのであります。巨額の債務を背負つた債務者が高金利のため返済不能に陥るケースが多いことを考えますと、利息の返還請求を認めるることは債務者保護を目的とするサラ金規制法に欠くことのできないものと考えるのであります。

取立て行為の規制についてサラ金規制法は、抽象的でこれを具体的にする必要があります。確かに、サラ金規制法における取立て行為の規制について若干の効果が考えられるのであります。現在においてもサラ金に係る自殺や銀行強盗等が頻繁に報道されていることをみますと、依然サラ金業者による厳しい取立てに耐え切れないという状況があるものと思わざるをえないであります。悪質な取立てを規制するには誰人も理解できるようあると思うであります。

また、債務者を破滅に追い込むものとして、返済能力を無視した過剰な融資があります。この過剰融資の規制はサラ金問題のポイント

の一つであります。条文上明記されていないであります。さらには、サラ金において、勝手に保証人欄に名前を記入されことによるトラブルが増大していますが、これを防ぐ措置として保証人の代理人により保証契約が結ばれる時には、保証人本人の保證意思を確認することが必要ですがサラ金規制法にはこうした規定はみあたらないのであります。

こうしたサラ金に係る問題を是正し、利用者保護を一層充実するためにはサラ金規制二法律の改正が不可欠であるのであります。

次に改正案の内容について御説明申し上げます。まず、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案であります。

第一に、貸金業の開業については、現行の登録拒否事由に登録の申請前三年以内に貸金業に関し不正または著しく不当な行為をした者等を追加するとともに、登録の申請は貸金業協会並びに同連合会を経由させることとし、協会は意見を付して大蔵大臣等に送付することといたしました。

第五に、取立て行為についてのサラ金規制法の規定は抽象的でありますので、深夜・早朝の取立て、威迫を交えた言動及び債務に係る事実の流布、親族に対する弁済・保証の強要等禁止すべき行為を具体的に列記することといたしました。

第六に、任意弁済の取扱いについてサラ金規制法では、任意に支払った金利は有効な利息の債務の弁済とみなすことにしておりますが、この規定は、サラ金禍の法的救済を困難にするものであります。したがつて利息制限法を上回る利息の元本充当、過払い利息の返還請求を認めた最高裁判例を維持すべきであり、現行法第四十三条のみなし弁済の規定は

しの厳しい行政処分を行えるようにいたしました。

第三に、誇大広告の禁止について、誇大・不当な広告の散乱を防ぎ利用者の安易な利用を誘発するような広告を厳しく規制するため、大蔵大臣等に禁止すべき広告の具体的な例を示せること等により誇大広告の禁止の主旨を周知徹底させることといたしました。

第四に、本人の知らないうちに保証人にされたことを防ぐため貸金業者に債務者または保証人となる者の代理人との契約については本人の契約意思を確認する義務を課すことといたしました。

第二に、過剰貸付けの禁止の主旨をより明確にするため、消費のための貸付けで物上担保のないものについては、総額で三十万円を超える貸付けを禁止することとし、この規定に違反した場合は、営業の停止、登録の取消

削除することにいたしております。

次に、出資の受入れ、預り金利等の取締りについての法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の内容を申し上げます。

上限金利の規制について現行法では、法施行後三年間は年率七三%，次いで年五四・七五%に引き下げ、法施行後五年経過後に検討した上で本則の年率四〇・〇〇四%に移行する日を定めるとしております。改正案では、

法施行時から三年間は経過措置として年率五四・七五%，三年が経過した翌日から本則の四〇・〇〇四%が適用されることといたします。

以上が「貸金業の規制等に関する法律」並びに「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の一部を改正する法律案の提案理由及びその一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同下さいますようお願ひ申しあげます。

二、改正案の骨子

(1) 「貸金業規制法」の改正内容

第一 登録の拒否事由の追加

登録の拒否をしなければならない事由として次の三つの事由を追加する。

- 一 登録の申請前三年以内に貸金業に関して不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 貸金業に関し不正又は著しく不当な行為をするおそれがある者

「貸金業の規制等に関する法律」並びに「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案要綱

一、改正案提出の理由

いわゆるサラ金規制のための法律は昨年の通常国会で成立、公布され、五八年十一月一日から施行された。しかし、施行された法律では、高金利、過剰貸付、取り立て行為等に対する規制が十分でないことから、これらの改正を図り、有効・適切な規制法とする必要がある。

第二 登録の申請の経由

登録の申請は、全国貸金業協会連合会又は貸金業協会を経由して行わなければならぬものとし、その場合において、当該申請をした者の第一の二に該当するかどうかについての意見を付して、速やかに、大蔵大臣又は都道府県知事に申請に係る書類を送付しなければならないものとする。

第三 過剰貸付け等の禁止

貸金業者は、貸金需要者である顧客に対し、物上担保なしに専ら消費生活に必

要な資金に充てるための金銭の貸付けを行つては、営業所又は事務所ごとに、顧客一人につき、その者に対する貸付金の総額が三十万円を超えることとなる貸付けに係る契約を締結してはならないこととする。

第四 誇大広告の禁止の周知徹底

大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録をした貸金業者に対し、「誇大広告の禁止」の規定に違反する広告の具体的な例を示すこと等により、同条の規定の趣旨の周知徹底を図るようしなければならないものとする。

第五 契約締結の意思の確認

貸金業者は、貸付けの契約を債務者又は保証人となる者の代理人と締結しようとするときは、当該代理人に所定の委任状を提出させること等により、当該債務者又は保証人となる者の契約の締結の意思を確認しなければならないものとする。

第六 取立て行為の規制

貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

一 午後九時から翌日の午前八時までの間に、貸付けの契約の相手方又はその親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの方にみだりに電話をすることにより、その私生活の平穡を妨げる行為

二 貸付けの契約の相手方又はその親族に對し威迫を交えた言動を用いること、

貸付けの契約に基づく債務について流布することその他著しく不当な方法をとることにより、これらの者を困惑させる行為

三 貸付けの契約の相手方の親族に對し、当該貸付けの契約に基づく債務の支払を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為

第七 業務の停止事由の追加

業務の停止事由として、「貸金業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき」を追加する。

第八 登録の取消し事由の追加

大蔵大臣又は都道府県知事は、登録を受けた貸金業者、法定代理人、役員等が登録当時、「登録の申請前三年以内に貸金業に關し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当していたことが判明した場合においては、その登録を取り消すことができるものとする。

第九 任意に支払った場合のみなし弁済の規定の削除

第四十三条（任意に支払った場合のみなし弁済）を削除する。

第十 その他

一 第四十三条削除に伴う経過規定の整備

貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約等に基づく利息等の支払については、削除された第四十三条（任意に支払った場合のみなし弁済の規定）は、なおその効力を有するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行う。

「出資法」の改正内容

第一 上限利率に係る経過期間の短縮

この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、業として金銭の貸付けを行う場合の上限利率を、年五十四・七五パーセント（二月二十九日を含む一年について五十四・九パーセントとし、一日当たりについては〇・一五パーセント）とする。（なお、三年を経過する日の翌日からは、本則が適用され、上限利率は、年四十・〇〇四パーセントとなる。）

第二 上限利率の引下げに伴う罰則に関する経過規定

- 一 この法律の施行前に締結された金銭の貸付けの契約に基づく利息の上限利率は、同日の翌率は、施行後一年は、従前の上限利率（七十三パーセント）とする。
- 二 この法律の施行後三年を経過する日

第三 その他

その他所要の規定の整備を行う。

貸金業の規制等に関する法律の一 部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条」に、「第四十七条—第五十二条」を「第四十六条—第五十一条」に改める。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

四 個人である場合において、同居の親族があるときは、その者の氏名 第四条に次の二号を加える。

3 第一項の規定による登録の申請は、第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会

以前に締結された金銭の貸付けの契約に基づく利息の上限利率は、同日の翌日から六月は、五十四・七五パーセントとする。

日から六月は、五十四・七五パーセントとする。

は都道府県知事に第一項の登録申請書（前項の規定により添付する書類を含む。）を送付しなければならない。

第六条第一項第三号中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 登録の申請前三年以内に貸金業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

七 貸金業に関し不正又は著しく不当な行為をするおそれが明らかな者

六条第一項に次の二号を加える。

十一 個人で同居の親族のうちに第三号若しくは第五号に該当する者又は第三十六条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者のあるも

の

第八条第一項中「第五号を除く」を「第四号及び第六号を除く」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第二項中「第六号から第八号まで」を「第八号から第十号まで」に改める。

2 貸金業者は、資金需要者である顧客に対する意見を付して、速やかに、大蔵大臣又

し、物上担保なしに専ら消費生活に必要な資金に充てるための金銭の貸付けを行うに当たつては、営業所又は事務所ごとに、顧客一人につき、その者に対する貸付金の総額が三十万円を超えることとなる貸付けに係る契約を締結してはならない。

第十四条の見出し中「掲示」を「掲示及び広告」に改め、同条に次の二項を加える。

2 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

第十五条を削り、第十六条を第十五とし、同条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者に対し、前項の規定に違反する広告の具体的な例を示すこと等により、同項の規定の趣旨の周知徹底を図るようしなければならない。

第十五条の次に次の二項を加える。

(契約締結の意思の確認)

第十六条 貸金業者は、貸付けの契約を債務者又は保証人となる者の代理人と締結しようとするとときは、貸付けの契約の締結を代理人に委任したことを証する書面で大蔵省令で定めるものを当該代理人に提出させることその他大蔵省令で定める方法により、

当該債務者又は保証人となる者の契約の締結の意思を確認しなければならない。

第二十一条第一項中「人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」を「次の各号に掲げる行為をしてはならない」に改め、同項に次の二項を加えて、同項に次の各号を加える。

一 午後九時から翌日の午前八時までの間に、貸付けの契約の相手方又はその親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの者にみだりに電話をすることにより、そ

の私生活の平穏を妨げる行為

二 貸付けの契約の相手方又はその親族に對し威迫を交えた言動を用いること、貸

付けの契約に基づく債務について流布することその他の著しく不当な方法をとること

により、これらの人を困惑させる行為

三 貸付けの契約の相手方の親族に對し、當該貸付けの契約に基づく債務の弁済を強要し、又は當該債務の引受け若しくは

保証を強要する行為

第二十四条第二項中「、「貸付けの契約」

とあるのは「、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」」を「、「貸付けの契約に」とあるのは「、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約に」と、同条第一項中「貸付けの契約」とあるのは「、「譲り受けた債権に係る貸付

付けの契約の」と、同項第三号中「当該貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」」に改める。

第三十六条第一項第一号中「第十四条」を「第十三条第二項、第十四条、第十五条第一項、第十六条」に改め、同項に次の二項を加える。

五 前各号に規定する場合のほか、貸金業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第三十七条第一項第一号中「又は第四号から第八号まで」を「、「第四号、第五号又は第八号から第十号まで（第一号から第五号までに係る部分に限る。）」に改め、同項第三号中「受けたとき」の下に「（次項に該当するときを除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が、登録当時第六号第一項第六号又は第八号から第十号まで（第六号に係る部分に限る。）の一に該当していたことが判明した場合においては、その登録を取り消すことができる。

第三十九条、第四十条及び第四十一条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第四十三条を削る。

第四十四条中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

四十八条第二号中「第十六条」を「第十五条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四十九条第二号中「第十四条又は第十五条」を「第十四条第一項又は第二項」に改め、同条を第四十八条とし、第五十条から第五十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第三条第二項中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とし、附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条中「附則第七条」を「附則第六条」に改め、同条を附則第九条とし、附則第十一条を附則第十条とし、附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十四条を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過措置)

3 貸金業者がこの法律による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）の施行前に業として行つた金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第二百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下同じ。）の契約又は債務の不履行による賠償額の予定に基づき、旧法の施行後この法律の施行前に、債務者が利息又は賠償として金銭を支払つた場合における当該支払については、旧法附則第六条第一項又は第二項の規定の例による。

貸金業者が旧法の施行の日からこの法律の施行日の前日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二百号）」とあるのは「昭和五十九年改正法」という。）附則第三項により読み替えられた前項」と、旧法附則第十四条第一項中「前条」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第三項により読み替えられた前条」と、「当該期間経過後六月」とあるのは「当該期間経過後一年」と、「同条第三項に規定する期間経過後六月」とあるのは「金利等取締法昭和五十九年改正法の施行の日から三年を経過する日後六月」と、

の施行の日の前日までに業として行つた金
銭を目的とする消費貸借上の利息の契約又
は債務の不履行による賠償額の予定に基づ
く利息又は賠償金の支払については、旧法
第五十八条改正法附則第三項」と読み替える
ものとする。

（罰則に関する経過措置）
第二項並びに旧法附則第十四条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第4 次の法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

資金需要者の保護の強化等を図るため、貸金業者の登録の申請は貸金業協会を経由して行うべきものとし、物上担保なしに貸付けを

理由

利等取締法昭和五十九年改正法」という。)の施行の日の前日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「貸金業の規制等に関する法律」一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号。以下「昭和五十九年改正法」という。)附則第三項により読み替えられた前項」と、旧法附則第十四条第一項中「前条」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第三項により読み替えられた前条」と、「当該期間経過後六月」とあるのは「当該期間経過後一年」と、「同条第三項に規定する期間経過後六月」とあるのは「金利等取締法昭和五十九年改正法の施行の日から三年を経過する日後六月」と、「金利等取締法昭和五十八年改正法附則第三項」とあるのは「金利等取締法昭和五九年改正法による改正後の金利等取締法昭和五十八年改正法附則第三項」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行う場合には貸付け残高が三十万円を超えてはならないこととし、代理人と貸付けの契約を締結する場合には本人の意思を確認しなければならないこととするとともに、貸付け債権の取立てにつき禁止されるべき行為を具体的

に定めることとするほか、制限超過利息を任意に支払った場合のみなし弁済の規定を削除する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

領（当該三年を経過する日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。）に対する罰則の適用については、附則第三項の規定により読み替えられた改正後の法第五条第二項の規定の例による。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

附則第二項中「起算して三年を経過する日」を「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号。以下「昭和五十九年改正法」という。）の施行の日の前日」に改める。

附則第三項中「前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日まで」を「昭和五十九年改正法の施行の日から同日以後三年を経過する日まで」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項中「附則第

6 後の法第五条第二項の規定の例による。
附則第六項を次のように改める。

附則第八項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と「を削り、同項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第十二項とする。

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法

律の一部を改正する法律（昭和五十九年法
律第 号）の施行の日から施行する。

2 日賦貸金業者（この法律による改正後の

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
に関する法律の一部を改正する法律附則第八項に規定する日賦貸金業者をいう。）が

この法律の施行前に業として行つた金銭を
目的とする消費貸借上の利息の契約又は債務の不履行による賠償額の予定に基づく利息又は賠償金の支払については、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の規定及びこの法律による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

理由

業として金銭の貸付けを行う者に対する刑罰の対象となる貸付金利につき、その段階的引下げ措置を三年間に止めることとするとともに、当該期間における金利を五十四・七五パーセントに引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私は、ただいま議題になりました原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議・民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表いたしまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島・長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪い、両市を焦土と化したのであります。

この原子爆弾による被害は、普通の爆弾と異なり、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、大量無差別に、破壊・殺傷するものであるだけに、その威力ははかり知れないものがあります。

たとえ一命を取りとめた人たちも、この世のできごとは思われない、焦熱地獄を身をもつて体験し、生涯消えることのない傷痕とともに、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦にさいなまれながら、今日までようやく生き続けてきました。

ところが、わが国の戦争犠牲者に対する援護は、軍人、公務員のほか、軍属・準軍属など国との雇用関係または、一部特別権力関係にあるものに限定されてきたのであります。しかし、原子爆弾が投下された昭和二十年八月当時の、いわゆる本土決戦一億総抵抗の状況下においては、非戦闘員と戦闘員を区別して処遇し、原子爆弾による被害について国家責任を放棄する根拠がどこにあるのでしょうか。

被爆後四十年近く生き続けてこられた三十七万人の被爆者と、死没者の遺族の、もうこれ以上待ち切れないという心情を思うにつけ、現行の医療法と特別措置法を乗り越え、国家補償の精神による被爆者援護法をつくることは、われわれの当然の責務といわなければなりません。

特に、一昨年六月に国連軍縮特別総会が開かれたニューヨークでは、百万人の反核集会が開かれましたし、わが国内においても、反核・軍縮を求めて、草の根運動が発展し、その原点として被爆者援護を求める声が一段と高まっている折柄、政治もこれにこたえるべきであります。

原子爆弾被爆者等援護法案提案理由説明

国家補償の原則に立つ、援護法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であつて、国際法違反の犯罪行為であります。従つてたとえサンフランシスコ条約で、日本が対米請求権を放棄したものであつても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があるからであります。

しかも、原爆投下を誘発したのは、日本軍国主義政府が起つた戦争なのであります。われわれがこの史上最初の核爆発の熱線と爆風、そして放射能によるばかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、被爆国としての日本が、恒久平和を口にする資格なしといわなければなりません。

第二の理由は、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始し、また終結することの権限と責任が日本国政府にあつたことは明白であるからであります。

特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、六十五歳以下の男子、四十五歳以下の女子、すなわち、全国民は国家権力によつてその任務につくこと

を強制されていたことはまぎれもない事実であります。今日の世界平和が三十万人余の犠牲の上にあることからしても再びこの悲劇を繰り返さないとの決意を国の責任による援護法によつて明らかにすることは当然のことと言わなければなりません。

第三の理由は、すでに太平洋戦争を体験している年代も数少くなり、ややもすれば戦争の悲惨さは忘れ去られようとしている現状であります。原爆が投下され、戦後すでに四十年近く経た今日、被爆者にとつてはその心身の傷あとは永久に消えないとしても、その方々にとつては援護法が制定されることによつてはじめて戦後が終るのであります。

私たちには以上のようない理由から、全被爆者とその遺族に對し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属・準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することといたしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため年間に定期二回、隨時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行うとともに、被爆者の負傷または疾病について医療の給付を行ない、その医療費は、七十歳未満の被爆者については現行法どおり

とするとともに、老人被爆者についても、老人保険法にかかわらず、本人一部負担、地方自治体負担を、国の負担といたしました。なお、治療並びに施術に際しては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゆう、マッサージをもあわせて行ない得るよう別途指針をつくることにいたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として月額三万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被爆者が、安んじて医療を受けることができるよう月額十万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者は健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかつた者に對して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行なうこととしたのであります。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に對して、政令で定める障害の程度に応じて、年額最低三十万七千二百円から最高五百九十八万五千六百円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるにあたつては、被爆者が原爆の放射

能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第六は、特別給付金の支給であります。本来なら死没者の遺族に対して弔慰を表わすため、弔慰金及び遺族年金を支給すべきありますが、当面の措置として、それに代るものとして百万円の特別給付金とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付することにいたしました。

第七は、被爆者が死亡した場合は、十五万円の葬祭料を、その葬祭を行なう者に対する支給することにしたのであります。

第八は、被爆者が健康診断や治療のため国

鉄を利用する場合には、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第九は、原爆孤老、病弱者小頭症その他保護、治療を必要とする者のために、国の責任で、収容・保護施設を設置すること。被爆者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置・運営の補助をすることにいたしました。

第十は、厚生大臣の諮問機関として、原爆被爆者等援護審議会を設け、その審議会に、被爆者の代表を委員に加えることにしたのであります。

第十一は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にすると共に必要な助成を行なうこといたしました。

第十二は、日本に居住する外国人被爆者に対する本法を適用することにしたのであります。対しても本法を適用することにしたのであります。

第十三は、厚生大臣はすみやかにこの法律に基づく援護を受けることのできる者の状況について調査しなければならないことにいたしました。

一九八四・四・五

原子爆弾被爆者等援護法案要綱

第一 目 的（第一条）

この法律は、国家補償の精神に基づき、

被爆者および遺族に対して医療の給付、

被爆者年金または特別給付金の支給等必

要な措置を講ずる。

被爆者には「被爆者援護手帳」を交付する。（第三条）

第二 健康診断、医療の給付および一般疾

病医療費の支給（第五条、第八条、第

十六条）

① 健康診断||定期年二回、臨時二回以

なお、この法律の施行は、昭和六十年一月一日であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

被爆後三十九年を経過し、再び原爆による犠牲者を出すなという原水爆禁止の全国民の願いにこたえて、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

なお、この法律の施行は、昭和六十年一月一日であります。

老人保険法の給付を受けることになるが、その一部負担金の部分について、国は一般疾病医療費を支給する。

(4) 一般疾病医療費の負担の特例 || 老人

保険法の施行により一般疾病医療費の支給に新たに都道府県および市町村が負担しなければならなくなる部分については、従来通り国が負担する措置をとる。

三 医療手当および介護手当の支給 (第十九条、第二十条)

- (1) 被爆者に対しては政令で定めるところにより月三万円の範囲内で医療手当を支給する。(入院、通院、在宅療養を対象とする。)
- (2) 介護手当は政令で定める所により月十万円の範囲内で支給し、家族介護についても給付するよう措置する。
- (3) 右の両手当は非課税とする。
- (4) 被爆二世または三世に対する措置 (第四十三条)
- (1) 被爆者の子または孫で放射能の影響により生ずる疑いのある疾病にかかったものに対して、
- (2) 「被爆者とみなし」健康診断、医療の給付および医療手当・介護手当等の支給を行う。

第五 被爆者年金の支給 (第二十一条)

- (1) 全被爆者に被爆者年金を支給する。

(2) 被爆者年金の額は最低三十万七千二百円とし、障害の程度に応じて、最高年五百九十八万五千六百円までの範囲内で政令で定める額とする。

(3) 「障害の程度を定めるにあたっては被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾患の特殊性を特に考慮する」旨を規定する。

第六 年金額の賃金スライド (附則第十三条)

勤労者の平均賃金額が、前年度に比し五パーセント以上、上下変動した時は、翌年四月分から被爆者年金額を政令で改定すること。

第七 特別給付金 (第二十九条)

- (1) 被爆者の遺族には特別給付金を支給する。
- (2) 特別給付金の額は一人につき月百万元とし五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

第八 葬祭料の支給 (第三十五条)

- 被爆者が死亡した時は、十五万円の葬祭料を葬祭を行つものに支給する。
- 被爆者が健康診断や治療のため国鉄査研究、被爆者に対する健康診断およ

利用する場合には、本人およびその介護

者の国鉄運賃は無料とする。(国の負担)

第十 被爆者の援護施設 (第四十九条、第五十条)

- (1) 高年齢被爆者、小頭症の被爆者その他保護、治療を必要とするもののため、国立の収容・保護施設を設置する。

(2) 被爆者相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置、運営に要する費用を補助する事が出来る。

第十一 原爆被爆者等援護審議会 (第五十一条)

- (1) 厚生大臣の諮問機関として原爆被爆者等援護審議会を設ける。
- (2) 被爆者の代表を委員に加える。

第十二 放射線影響研究所に対する助成 (第五十五条)

- (1) 国は、財團法人放射線影響研究所の事業を推進するため必要な援助を行う。
- (2) 被爆者とみなし」健康診断、医療の給付および医療手当・介護手当等の支給を行う。

財團法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人々に及ぼす影響およびこれによる負傷または疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断およ

び指導、当該負傷または疾病の治療等の事業を総合的に実施するよう努めるものとする。

第十三 外国人被爆者

日本に居住する外国人被爆者に本法を適用する。

第十四 施行期日（附則第一条）

一九八四・三・一三

この法律は昭和六十年一月一日より施行する。

第十五 厚生大臣の調査義務（附則第十四条）

厚生大臣は、速やかに、この法律に基づく援護を受ける事が出来るものの状況調査を義務づける。

一九八四年度（昭和五十九年度）予算の衆院通過にあたつて（談話）

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎譲

一、政府の大衆増税・福祉切り下げ、軍備拡大の予算を修正するため、わが党は四野党共同の修正要求をまとめ、一致結束したたかいの結果、政府案の実質修正をかちとり、与野党伯仲をもたらした国民の期待に応えることができた。わが党はこの成果を基礎に、あらゆる力を結集して以下のような政府予算の欠陥をただすよう努力を続ける。

一、政府の七年ぶりの所得減税も低所得層に

効果の薄い不公平な内容であるうえ、大衆増税が行われる結果、勤労者の家計の実質負担は軽減されず、個人消費需要の増大も期待できない。いわゆるパート収入者への配慮は行われたが、低所得者への課税強化のための最低所得税率の引き上げという改悪が目論まれている。しかも、政府の九〇年度（昭和六十五年度）特例国債脱却をめざす「財政再建」も達成不可能であり、そのため、大型間接税導入による大衆増税路

線への転換が進められようとしている。一、行革予算の実態が福祉の切り捨てと国民負担の増大をもたらし、その痛みを不公平に分かつものでしかないことが明確となつた。

健康保険における本人割負担・児童扶養手当制度の後退・年金改善率の低さ等は社会福祉制度の改悪への方針転換のあらわりであり、また受益者負担強化による各種公共料金の値上げ、国鉄の割増運賃制の導入等は負担の不公平を拡大する施策である。

しかも医療費、原子力関係費、石油備蓄関係費など、無駄な経費の節減は十分でない。一、長期不況の影響による賃金格差、地域格差の拡大、中小零細企業倒産の増加と、日米貿易摩擦の激化といった内外の経済的難題を踏まえ、内需主導の成長政策が求められているにもかかわらず、政府には、積極的転換政策がないうえに、景気対策についての統一的認識がみられない。住宅下水道等生活関連投資の増額に加え、後追い公共投資の転換のための森林投資等の提言を注视する姿勢は硬直的発想といわざるをえない。

一、四年連続で優先増額を認められた軍備増強予算の危険性が明白になつた。防衛関係費のG.N.P比一%の上限枠の歯止めも危機

的局面を迎えて一方、日米軍事同盟の強化によるわが国空域の米軍の優先使用、米潜水艦の核付き寄港、米国の宇宙兵器開発への技術供与問題、等々、内外両面から軍事大國化の動きが高まつており、また、海外経済協力も米国の反ソ戦略に加担する傾向を強めている。

一九八四・二・二十五

「政治倫理に関する協議会」における各党の主張の整理

日本社会党政治倫理確立特別委員会

二月二三日、衆議院長公邸において第一回政治倫理に関する協議会が開催された。協議会の構成は、協議員一三名、各党への配分は自民七、社会三、公明一、民社一、共産一、協議会は、今後週一回のペースで開催され、一年以内に提言をまとめて福永衆議院議長に提出する。

初会合における各党の主張の要旨は以下のとおりである。

- 1、ロッキード事件にかかる政治的道義的责任を明確にする。（田中問題のケジメをどうつけるのか）
- 2、議員が贈収賄などによって起訴あるいは有罪判決をうけた場合
- 3、懲罰にかける
- 4、辞職を勧告する

一、わが党は、軍事費の削減を求めるとともに、野党共同修正要求を今後とも堅持して、

に国民生活の安定と向上をはかるため、各委員会で具体的成果を挙げるよう全力をつくす。

ハ、立候補を制限する
ごとの可否と、必要な国会法、公職選挙法の改正

三、国会法改正

イ、国政調査権の確保措置

ロ、倫理委員会の設置

四、議員証言法の改正

五、「政治倫理綱領」の作成（決議、国会法に盛り込む）

六、政治家の資産公開に関する法律案

七、政治資金規正法の改正

八、その他

イ、行政監察官制度

ロ、情報公開制度

ハ、高級官僚の天下り規制

社会党協議員の発言メモ

(一) 本協議会にわが党が調査検討事項として提案するテーマは、別紙記載のとおりであります。この中の議論の中心が、ロッキード事件にかかる政治的動議的責任をいかにして明確にできるのか、国会がいかにして自淨力を發揮することができるのかにあるべきは当然であります。
昨年末の総選挙では、この「政治倫理」問題が最大の争点となり、有権者の審判が下りました。国会が自らはつきりとした

「ケジメ」をつけられなかつたことに對し、

國民が「ケジメ」をつけたのであります。

総選挙直後の一二月一九日の記者会見で、

中曾根首相が

「一、自民党は大きな試練を受け、國民か

ら強い批判をいただいた。大いに反省

し、謙虚に受け止め、至らざるところ

を見極め、再出発しなければならない。

一、いろいろな原因があると思う。政治

倫理について國民への納得いく説明、

政治姿勢が十分でないとの批判もあろ

う。

一、(田中問題など) 政治倫理問題につ

いては、總裁直属の政治倫理委員会を

設置し、衆院にも各党の協議会を作つ

て検討したいと選挙中に述べており、

そういう考え方で処理したい。(閣僚の

資産公開など) 選挙中の公約は実行し

たい。」

と語り、また同月一四日の總裁声明において

「一、今次選挙において多数の議席を失つ

たことにつき、總裁として辭職に値する責任を痛感し党員に深くおわび申し上げます。

二、敗北の最も大きな原因是、いわゆる

田中問題のケジメが明確でなかつたこ

と、政治倫理へのとりくみについて國

民に不満を与えたこと等であつたと考

えます。

三、ついては、①いわゆる田中氏の政治

的影響を一切排除する。」

としていることもこの間の事情を明らかに

しています。

國民が、国会に対しボールを投げたの

でありますから、今度こそそのボールをし

っかりと受けとめて、国会の自淨能力を國

民の前に示さなければなりません。さきの

總理の発言をうける形で、議運での議論を

経て設置された本協議会の責任は誠に重大

であります。

(口) わが党が調査検討事項の第一点に掲げた

田中問題のケジメをどうつけるのかにかか

わって、第二点に挙げた、議員が贈収賄な

どによつて起訴あるいは有罪判決をうけた

場合に①懲罰にかける ②辞職を勧告する。

③立候補を制限することの可否の検討は、

できるだけ速やかに結論が出されるべきも

のと考えます。そのさいに、五八年十一月

十七日付自民党・新自由クラブの政治倫理

確立のための「合意書」第二項によれば、

一、憲法五八条でいうところの「院内の

秩序をみだした議員を懲罰することが

できる」の解釈範囲内で、今国会中に

国会法の改正の措置を講ずる。

とされ、また同年十二月二六日付前同趣旨

の政策合意書①②項では

① 政治倫理協議会については、各党の

賛同を得て速やかに創設する。

② 憲法第五十八条でいうところの「院

内の秩序をみだした議員を懲罰するこ

とができる」の解釈の範囲内で、国会

法改正の措置を検討する。

とされているのであるから、まず、両党の

検討結果を明らかにすべきであると考えま

す。

四 なお、提案中、国会法を改正して倫理委

員会を設置するとの件は、五五年七月十五

日衆参ダブル選挙後の鈴木元首相の記者会

見で、「航特委は役割りを終えた。代りに

倫理委員会を国会につくりたい」と発言し、

以後衆参両院の航特委が廃止されながら、

今日までその設置をみなかつたものであり、

まず自民党の責任において具体策が提示されるべきだと考えます。

補足として、政党法については慎重な態度でのぞみたい。

以上

(なお参考資料として)

1. 一九八一・四・九付「議員の倫理基準について」(倫理委員会に関するプロジェクト・チーム)

ここでは、以下の倫理基準五原則をまとめている。

- (1) 議員は憲法に基づき、国権の最高機関の一員として主権者である国民に責任を負うものである。
- (2) 議員は、その政治活動については、全人格的に、かつ不斷に任務を果す義務がある。
- (3) 議員は所属する政党の規範の外は、如何なる団体及び個人からも独立性を保つべきである。
- (4) 議員は、選挙を含めてつねに自らの言動すべてについて信託をうけた国民の批判の下にあることを受け入れなければならない。
- (5) 議員は、憲法によつて付与された不逮捕特権や院内の発言・表決について

責任を問われない特権をはじめ議員であることの権利を、自己又は特定の者の利益や、公共の利益を侵害することを利用してはならない。

3. 一九八三・一〇・七「政治倫理確立に関する決議案」(参院社会党提出)を検討されたい。

一九八四・三・一二

2. 一九八三・一・二六付「航空機汚職の

谷口繁義さんの無罪判決に関する談話

日本社会党再審問題特別委員会
事務局長 小沢克介

一、谷口繁義さんに對して、高松地裁で再審無罪の判決があつたことを卒直に喜ぶものである。

だわることなく、真実の發見に努力すべきである。

一、谷口繁義さんは検察官の裁量により釈放されるが、八一年三月の再審開始決定の確定と同時に原有罪判決の執行力は消滅しない渡していくのであり、誤判の責任はあるにしても大きいと言わなければならぬ。

裁判所は谷口さんに謝罪すべきである。一、再審公判においても検察官が死刑を求刑したことは、公益の代表者としての検察官の立場に深い疑惑を抱かせるものであり、方針である。

一、本日の判決では、「白白の信用性に疑問

防止等に関する対策要綱」(ロッキード

・グラマン問題調査特別委員会)

3. 一九八三・一〇・七「政治倫理確立に関する決議案」(参院社会党提出)を検討されたい。

あり」として無罪となつたが、自白偏重の捜査のあり方を根本的に改めない限り、今後ともこのような冤罪事件の発生は不可避免である。警察・検察当局の猛省を促したい。

編集後記

花曇りのはつきりしない日が続いています。

東京では、桜の開花が一週間も遅れるとい

う
“春”
の訪れです。

仕事で一日ほど岩手の方に行つてきました
が、前日は雪が降つて大変に寒い四月でした。
このままでは、冷水のため苗代の苗の発育や
田植が心配だという声をいくつも聞きました。
早く正常な気候にもどつて欲しいものです。

「国民合意」を口でいいながら、野党の合意を得ぬままに、中曾根内閣は「臨時教育審議会法案」を提出しました。国民の教育改革の要求を逆手にとつて、教育の反動的再編を企図する中曾根教育臨調に対決するとともに教育荒廃の原因にメスを入れる下からの教育改革が、今、問われていると考えます。

W
X

「政策資料」購読料のお知らせ

郵便振替	東京8-80821	年間購読料	四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願ひいたします		送料	一部 三〇〇円
		一部	五〇円

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

委員長	嶋崎讓	岡田利春	湯山勇	武部文
編集委員	細谷治嘉	藤田高敏	佐藤觀樹	赤桐操
兼事務局長	岩垂寿喜男	山崎昇	井上普方	理
會計監查	山田讓	赤田部	寺田熊雄	沖崎利夫
福岡義登	竹田四郎	寺田熊雄	片山甚市	小林高摩三
館林千里	遠藤隆次	沖崎利夫	片山甚市	小林高摩三
渡辺博	渡辺博	沖崎利夫	片山甚市	小林高摩三

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1984年5月1日発行

政策資料第212号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎謙

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
